

令和 8 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人

郡山清和救護園

目 次

令和 8 年度 法人事業計画	1
1、 基本理念	1
2、 基本方針	1
3、 事業の推進	2
私たち法人職員の目指すところ	5
職員倫理綱領	6
職員の誓い	7
「お客様の笑顔は私たちの願い」(10 カ条)	8
令和 8 年度 郡山せいわ園 事業計画	1 1
I、 実践目標	1 1
II、 重点事項	1 1
1 権利擁護について	1 1
2 カイゼン活動について	1 2
3 新型コロナウイルス等感染症への対応	1 3
4 個別支援計画の取り組み強化について	1 3
III、 支援事業内容	1 4
1 生活自立支援について	1 4
2 健康にすごすために	1 4
3 おいしく楽しく食事をするために	1 5
4 安心してご生活いただくために	1 5
5 利用者の皆さん・地域社会から 信頼される施設をめざして	1 6
6 生活困窮者等の支援推進と社会貢献	1 6
7 将来を担う職員の育成について	1 6
8 予算経理について	1 7
IV、 業務実施計画	1 8
1 日課表	1 8
2 週間日課表	1 9
3 グループ活動	2 0

4	ほっとサロン（生活総合相談）	2 0
5	理学療法士等によるリハビリについて	2 1
6	クラブ活動	2 1
7	せいわ町内会（利用者自治会）	2 3
8	地域との交流	2 3
	＊年間主要行事	2 4
	＊令和 8 年度 郡山せいわ園 サービス提供システム	
令和 8 年度	保護施設通所事業 事業計画	2 5
令和 8 年度	保護施設一時入所事業 事業計画	2 8
令和 8 年度	グループホーム「みんなのいえ」 事業計画	3 0
令和 8 年度	希望ヶ丘ホーム 事業計画	3 3
I、	実践目標	3 3
II、	重点事項	3 3
1	権利擁護について	3 3
2	カイゼン活動について	3 4
3	新型コロナウイルス等感染症への 対応について	3 5
III、	支援事業内容	3 5
1	毎日を心豊かに自分らしくすごすために	3 5
2	健康にすごすために	3 6
3	おいしく、楽しく食事をするために	3 7
4	ご家族および地域社会との交流のために	3 7
5	安心してご生活いただくために	3 8
6	利用者の皆さん・地域社会から 信頼される施設を目指して	3 9
7	生活困窮者等の支援推進と社会貢献	3 9

8	将来を担う職員の育成について	4 0
9	予算経理について	4 1
IV、	業務実施計画	4 2
1	日課表	4 2
2	週間日課表	4 3
3	生活・余暇等の支援	4 4
4	クラブ活動	4 4
	＊年間行事予定表	4 6
	＊令和 8 年度 希望ヶ丘ホーム サービス提供システム	
	令和 8 年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画	4 7
	令和 8 年度 デイサービス きぼうがおか 事業計画	5 1
	令和 8 年度 小規模多機能ホーム きぼうがおか 事業計画	5 9
	令和 8 年度 グループホーム きぼうがおか 事業計画	6 7
	令和 8 年度 きらきらげんき保育園 事業計画	7 5
I、	実践目標	7 5
II、	重点事項	7 5
III、	業務実施計画	8 0
1	保育園の一日の流れ	8 0
2	年間行事予定表	8 1
3	各種会議	8 1

令和 8 年度 法人事業計画

1 基本理念

- (1) “地域のなかで 地域とともに 自分らしくいきいきと” をモットーとして、利用者の方々一人ひとりの権利擁護に努め、福祉サービスと地域生活支援機能の更なる充実と、その人らしい豊かな生活の実現に努めます。
- (2) 社会福祉法人として、地域社会の福祉ニーズに応えうる、福祉事業の開拓に取り組みます。
- (3) お客様満足と職員の成長、法人施設の発展を願って“カイゼン活動”等を通じ、職員が職場で仕事や人生について夢と希望を語れる・もてる、法人・施設づくりを目指します。

2 基本方針

- (1) インクルージョン等の福祉サービスの基本的理念ならびに利用者の方々一人一人が持つ尊厳を尊重し、福祉サービスのより一層の充実に努めます。
- (2) 利用者の方々の権利を擁護し、虐待等の権利侵害の防止・早期発見に努め、権利侵害を発生させない組織づくりに取り組みます。
- (3) 地域生活支援への取り組み
利用者の方々の自立を支援するための機能として、地域生活支援機能（グループホームや保護施設通所事業等々）を充実させ、地域での生活を希望する方等に対して、地域生活を想定した様々な対応訓練を行い、より積極的に地域生活への移行を促進します。
- (4) 社会貢献への取り組み
社会福祉法人として、生活困窮者等の支援推進と地域貢献等福祉事業の開拓に取り組みます。地域社会の中で福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や、地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる援護を要する方々等を、施設機能の活用等を通して支援することにより、積極的に社会貢献に取り組みます。

(5) 福祉サービスの質の向上と人材育成

「福祉QC」サークル活動（業務のカイゼン活動）の積極的な取り組みと「ジェントルティーチング」の実践・キャリアパス制度の運用により、質の高いサービスの提供と福祉人としての使命感や責任感を持った職員の育成に努めます。

(6) 法人・施設の健全経営のための基盤づくり

長期的展望に立った健全経営のための基盤づくりに努めます。

3 事業の推進

(1) 第一種 社会福祉事業

(イ) 救護施設 郡山せいわ園の経営

- ・救護施設居宅生活訓練事業の取り組み
- ・保護施設通所事業の取り組み
- ・保護施設一時入所事業の取り組み

(ロ) 養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームの経営

(2) 第二種 社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

グループホーム「みんなのいえ」の経営

(ロ) 老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業の経営

希望ヶ丘訪問介護事業所の経営

(ハ) 老人福祉法に基づく老人デイサービス事業の経営

デイサービスきぼうがおかの経営

(ニ) 老人福祉法に基づく小規模多機能型居宅介護事業の経営

小規模多機能ホームきぼうがおかの経営

(ホ) 老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

グループホームきぼうがおかの経営

(ヘ) 児童福祉法に基づく小規模保育事業の経営

きらきらげんき保育園の経営

(3) 公益を目的とする事業

(イ) 希望ヶ丘居宅介護支援事業所の経営

- (ロ) 特定施設入居者生活介護の経営
- (ハ) 認定生活困窮者就労訓練事業

(4) 社会貢献事業の推進

郡山せいわ園ならびに希望ヶ丘ホームにて、法人独自の「にこやかサロン」の運営を行い、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居場所づくりを目指すとともに、地域民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めて参ります。

また、郡山せいわ園ならびに希望ヶ丘ホームにおいて生活困窮者等の支援推進と社会貢献を目的に中間的就労支援事業を、平成 27 年度より継続して取り組んでおります。今年度も、新型コロナウイルス等感染症拡大の予防に努めながら、取り組んでまいります。

(5) 権利擁護について

利用者の方々の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するために、法人全体で虐待防止に全力で取り組みます。

(6) 新型コロナウイルス等感染症予防対策の取り組みについて

新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防のため、全施設および全職員で感染症予防対策等を徹底するとともに、福祉職員としての自覚を持った行動をし、ウイルスを施設に持ち込まないよう最大限努めてまいります。

(7) 働きやすい職場づくりをめざして

令和 2 年度より運用を開始したキャリアパス制度を活かして、職員一人ひとりが個々の能力を発揮し希望と誇り、使命感をもって働き続ける職場を目指して、法人施設の将来を担う職員の育成に努めます。

また、職員の勤務シフト等の効率化を図り、職場環境の改善に取り組み、ワークライフバランスをふまえ、働きやすい職場づくりに努めます。

(8) 職員研修ならびにカイゼン活動等の充実

専門職としての職員の資質向上を図るため、キャリアパス制度をふ

まえて、新任職員研修、QC活動研修会等の法人内研修等の実施および各施設における外部研修等を活用し、人材育成に努めます。さらに、カイゼン活動の取り組みを通し、質の高い福祉サービスが提供できる法人・施設を目指すとともに、福祉QC全国発表大会・日本科学技術連盟主催の地区・全国事例発表大会等への参加や、全国福祉QC推進委員会等の活動に積極的に参加し、カイゼン活動の推進についてリーダー的役割を果たせるよう努めて参ります。

また、法人組織内のサービス管理室、福祉QC推進室、トータルプランチーム、リスクマネジメントチームを活性化し、職員一人ひとりの資質の向上およびサービスの質の向上を目指し、更なる法人の発展に努めます。

(9) 防災対策等の充実

平成23年の東日本大震災および令和6年能登半島地震等の教訓を活かして、利用者の皆さんの安心・安全を守るため、災害時等に強い福祉施設を目指し、利用者の皆さんが災害時に避難できる場所の確保や非常食の備蓄などを含め、防災対策の充実に努めます。

また、災害発生時等の緊急事態の際に迅速な対応ができるよう、事業継続計画（BCP）の策定・見直しを進め、実効性を高めていけるよう努めます。

(10) 福祉サービス第三者評価の受審準備について

平成20年度に福祉サービス第三者評価を受審しましたが、更なる福祉サービスの質の向上を図るために、業務マニュアル等の見直しに努め、受審の準備を進めて参ります。

(11) 地域密着型サービス事業所の開設準備について

郡山市の補助事業として、令和8年11月6日の地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護)の開設に向けて準備を進めて参ります。

(12) 作業場兼機能回復訓練室の改修について

救護施設 郡山せいわ園の作業場兼機能回復訓練室は昭和59年に建築されてから41年が経過し、建物・設備の老朽化が進んで

いるため、改修を進めて参ります。

(13) 法人中長期計画検討について

養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームの建物老朽化に対する対応や障害者総合支援法に基づくグループホーム「みんなのいえ」の運営の見直し等の法人の課題について、法人中長期計画検討会ならびに法人中長期計画検討委員会等を中心に検討を進めて参ります。

※ 私たち法人職員の目指すところ ※

(1) “満足”と“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

福祉サービスを必要とする方、および地域社会の方々へ“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

(2) カイゼン活動で質の高い福祉サービスが提供できる法人・施設を目指します。

全職員で継続的に取り組む「福祉QC」サークル活動を通して、①サービスの「質」が第一 ②利用者本位のサービスの提供、これらをテーマとしたカイゼン活動を推進し、利用者の皆さんに、安心・安全・安寧を提供する法人・施設を目指します。

(3) 職員一人ひとりが輝き、働く喜びを持てる法人・施設を目指します。

“優れた人材の育成なくして福祉サービスなし”という考えのもと、国家資格取得の奨励や各種研修等を通して職員一人ひとりの育成に努め、“ともに考え、支え合い、使命感と誇りを持って働ける”法人・施設を目指します。

(4) 社会貢献ができる法人・施設を目指します。

地域社会の福祉ニーズを踏まえ、施設が持つ機能を提供するなど、地域社会に貢献できる法人・施設を目指します。

※ 職員倫理綱領 ※

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします

第1条（個人の尊重）

私たちは、利用者に対して、どのような理由においても差別することなく利用者一人一人をかけがえの無い存在として尊重いたします。

第2条（体罰の禁止）

私たちは、専門職として受容と傾聴の姿勢を保ち、利用者を決して拒否することなくいかなる場合であっても体罰・虐待等人権を侵害する行為はいたしません。

第3条（自己実現の尊重）

私たちは、利用者個人の自己実現へ向けて他人の利益を侵害しない程度に可能な限り最大限のサポートをいたします。

第4条（プライバシーの保護）

私たちは、利用者個人のプライバシーを保護いたします。業務上、情報提供が利用者の利益となる場合には本人と識別できる方法を避け、事前に本人の承諾を得ます。

第5条（情報提供の責務）

私たちは、利用者の利益となる情報や求められた情報について、利用者個人の伝わりやすいコミュニケーション手段によって積極的に提供いたします。

第6条（意見表明権の尊重）

私たちは、施設で提供されている各種サービス等について常に利用者からの意見・要望・苦情等を求め、より良いサービスの提供に努めます。

第7条（質の高いサービス提供の責務）

私たちは、利用者の皆さんに、安全で安心、そしてご満足いただけるよう、カイゼン活動等を行ない、更なる質の高いサービスの向上を目指します。

第8条（情報公開の責務）

私たちは、地域社会等に、より一層の施設への理解と支援をいただくため、ホームページや広報誌等で施設の活動を広く公開いたします。

第9条（不正の禁止）

私たちは、利用者に対するサービスを最優先に考え、自己の私的な利益の為に利用する事は決していたしません。常に適切な施設運営を心がけ、信頼される職員を目指します。

第10条（専門的サービス提供の責務）

私たちは、常に自己の専門的知識・技能水準の維持向上に励み、専門性の高いサービスの提供に努めます。

平成16年4月1日制定

※ 職員の誓い ※

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします。

1. 利用者一人一人を一個人として尊重し、体罰をはじめ、プライバシーの侵害、身体的・性的・心的虐待や介護の怠慢等、利用者の人権を侵害する行為は決していたしません。
2. 利用者に対し常に受容と傾聴の姿勢で接し、十分な説明と同意のもと、個人のご希望に沿ったサービスの提供に努めます。

3. 専門職として、援助技術・技能水準の維持向上を目指し新しい知識の取得に努め、更に専門性を深めるための努力をいたします。

以上の宣言事項と「職員倫理綱領」を遵守することを誓います。

平成 16 年 4 月 1 日制定

※「お客様の笑顔は私たちの願い」（10 カ条）※

1. ホスピタリティの心を大切にしましょう
※ホスピタリティとは…「思いやり」「心からのおもてなし」という意味
※思いやりの心を持ち、お客様の期待や目的、関心を理解し尊重しましょう
※お客様本位でご満足いただけるサービスの提供を目指しましょう
2. 受容・傾聴・共感の姿勢を大切にしましょう
※落ち着いて、お客様の話をよく聞き対応するように心掛けましょう
※慌てたり、感情に任せた行動では、不適切な支援、間違った判断になってしまいます
※自分自身の感情のコントロールが難しい、また冷静な対応や判断が出来ないと感じた時には、ひと息つき一度その場を離れる、応援の職員を呼ぶ等の対応をしましょう
3. 丁寧な言葉使いを心掛けましょう
※言葉が変われば行動が変わり、行動が変われば習慣が変わります
※丁寧な言葉使いを心掛けることが思いやりのある行動へと変わっていきます
※言葉の暴力は虐待行為です！お客様に不快感を与えるような言葉使いは厳禁です
4. 『報・連・相』をしっかり行いましょう
※確実にスムーズに仕事を進められるよう、報告・連絡・相談をしっかり行いましょう

- * ツーウェイのコミュニケーションを取り、相手が本当に理解しているのか確かめましょう
- * 悪い情報程早く上司に報告し、適切な次の行動を取れるよう連携を図りましょう
- * 自分の意見を上手に「提案」し、活発な職場を目指しましょう

5. 服薬に気を付けましょう

- * 配薬業務は一步間違えれば命の危険を伴う重要な業務です
- * 配薬時には配薬業務に集中し必要な確認をしっかりと行いましょう
- * 私たちはお客様の命を預かる大切な仕事をしていることを常に意識しましょう

6. 安全な食事に心掛けましょう

- * お客様に楽しく安全に食事をしていただけるよう心掛けましょう
- * ノロウイルスや食中毒などの感染症予防に最大限に努め食事の安全を高めましょう
- * 誤配膳は誤嚥のリスクを高めお客様の安全な食事を脅かします
- * お客様に合った食事を確実にお届けできるよう最善の注意を払って配膳を行いましょう

7. 時間・期限を守りましょう

- * 出勤時間等指定された時間を守るのは最低限のルール、マナーです
- * 遅刻厳禁！時間に余裕をもって行動することを心掛けましょう
- * 時間に遅れそうだとわかった時点で必ず連絡しましょう
- * 書類提出等の仕事の納期を守りましょう！理由があって遅れる場合には事前に相談しましょう

8. 時間内に業務を行えるよう意識しましょう

- * 仕事の進め方を見直し時間内に業務を終えられるように互いに声を掛け合いましょう
- * 時間を有効に使えるよう、仕事は優先順位を付けて業務を行いましょう
- * 「ムリ・ムダ・ムラ」の無いよう、効率的に仕事を進めましょう(カイゼン活動の推進)

9. 『後工程はお客様』を意識しましょう
- * 私の次の仕事をしてくれる職員も“お客様”です
 - * 次の業務を担当する職員が困らないように配慮しながら仕事を行いましょう
10. 『今、自分が何をすべきか』を考えて行動しましょう
- * 組織の一員としての自覚と、当事者意識を持ち行動しましょう
 - * しっかりと仕事に取り組めるよう、体調管理を行いましょう
 - * 担当している仕事の中で何が一番優先されるのかを考えましょう
 - * PDCA サイクルを効率よく回し、計画性をもって仕事に取り組みましょう
 - * 困ったことがあった時には上司や職員間で連携を図り問題を解決できるように行動しましょう

令和元年 5 月 1 日制定

令和 8 年度 郡山せいわ園 事業計画

当施設は、“地域のなかで、地域とともに、自分らしくいきいきと”を基本的理念として、“利用者の皆さん本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに鋭意努力してまいりました。

本年度も、次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける施設を目指します。

I 実践目標

- 1 利用者の皆さんの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを個人として尊重し、権利擁護に最大限努めます。
 - ・利用者の皆さんが主体的に自己実現を図れるよう支援します。
- 2 多様な障害や課題を持つ利用者の皆さんのニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョン等の理念を踏まえ、“共に生きる”ための生活環境を構築します。
- 3 地域の社会資源におけるネットワークを構築し、個別支援計画に基づく利用者の皆さんの地域生活支援が円滑に進められるよう推進します。
- 4 利用者の皆さんが安全で安心した生活が過ごせるよう、災害・感染症予防に対応したサービスを提供します。
 - ・様々な災害に対応できるよう、職員一人ひとりが高い防災意識を持ちサービスの提供に努めます。
 - ・施設職員であるという自覚や使命感を持ち、各種感染症等の予防に努めます。

II 重点事項

1 権利擁護について

- (1) 利用者の皆さんの人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するために、虐待防止委員会や苦情解決委員会及びせいわ町内会等の毎月 1 回

の委員会活動を実施し、利用者の皆さんの声を日常生活支援等に反映し、よりよい支援を実施することで、虐待防止につなげます。

- (2) 各種ハラスメント(パワハラ・セクハラ・カスハラ等)防止対策に取り組み職員が安心して働くことのできる職場環境を整備します。また不適切なサービスが起きないよう職員間で互いに確認し合い、質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築くと共に、福祉従事者の倫理観・専門性の更なる向上に取り組み、職員が責任と誇りをもって働くことのできる職場づくりに努めます。
- (3) 虐待などの権利侵害防止と早期発見を実践できるよう職員の意識向上を図るため、ジェントルティーチング※1 を推進し、また、チェックシートを用いた定期的な業務態度等の見直しを実施し、利用者の皆さんの人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。
- (4) 不適切なサービス等が発生した際に、利用者の皆さんやご家族、行政への対応、改善・是正に向けた取り組み等、迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。
- (5) 専門職の先生をお招きしての研修会を実施し、職員の権利擁護、虐待防止への意識啓発に努めます。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 カイゼン活動について

- (1) 「利用者本位の福祉サービスの提供」の基本理念をしっかりと踏まえ、改善委員会・スキルアップ委員会の委員会活動等を中心に、施設をあげて継続的に全員参加で、福祉 QC 活動を中心としたカイゼン活動に取り組みます。

- (2) カイゼン活動の実践を通し、多様化する福祉ニーズに迅速かつ効果的に対応できる人材育成に努めます。

※なお、福祉QC全国発表大会には、平成4年から33年連続で参加しており、全国のカイゼン活動に取り組む皆様より高い評価をいただいています。

- (3) カイゼン活動を積極的に推進し、法人内の福祉QC発表大会・福祉QC全国発表大会・日本科学技術連盟のQCサークル福島地区大会および全国大会等に参加し、更なる向上を目指します。

3 新型コロナウイルス等感染症への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防のため、郡山せいわ園感染症対応マニュアルを最大限に活用し、感染症予防の徹底を図ります。
- (2) 感染症予防の徹底を図りながら、施設内行事や各種クラブ活動の充実を図り、利用者の皆さんに満足いただける環境作りに努めます。
- (3) 感染症に関わる情報収集を行ない、随時郡山せいわ園感染症対応マニュアルを見直し、効果的効率的に感染予防に努めると共に、感染症発生時における事業継続計画(BCP)をもとに、感染症が発生した場合であっても、サービスが安定的・継続的に提供される体制強化を図ります。
- (4) 各種活動時の3密(密接・密集・密閉)等の回避のため、多目的ホールを最大限に活用し、施設内作業、調理訓練、リハビリの他、地域交流等を行い、充実した活動を実施します。

4 個別支援計画の取り組み強化について

全国救護施設協議会版個別支援計画書について、令和6年10月の個別支援計画作成義務化に伴い体制作りに努めて参りましたが、今年度はこれまで以上に一層取り組んでまいります。

- (1) 各福祉事務所等の関係機関等との連携を図り、福祉事務所等から示される援助方針を踏まえた計画作成に努め、利用者の皆さんの自立支援の推進を図ります。

- (2) 個別支援計画作成責任者のもと、ケースカンファレンス委員会と連携し、個別支援計画書の作成及び計画に基づく支援の的確な実施に努め、利用者の皆さんの生活の質の更なる向上を目指します。

Ⅲ 支援事業内容

1 生活自立支援について

“生活自立と生きがいの確立”を基本目標として、利用者の皆さんの意向を尊重し個別支援計画に基づき、利用者の皆さんの自己形成に必要な支援を行います。

(1) グループ別生活支援について

利用者の皆さん一人ひとりに応じた生活支援やグループ別活動（リハビリ訓練・作業訓練等）を通じて、役割や働く喜びを知り、意欲的でいきいきとした生活が送れるよう支援します。

(2) 地域生活移行について

地域社会との交流活動を通し、利用者の皆さんが社会参加への意義と喜びを見だし、自立へのスキルアップが図れるように地域生活移行への支援を積極的に行います。

2 健康にすごすために

- (1) 利用者の皆さん一人ひとりに健康の大切さや自身の心身の状況について理解していただき、充実した日常生活が送れるように体調変化の早期発見に努めます。不調時には速やかに嘱託医や協力医療機関等の他職種と連携し、適切に対応します。

- (2) 定期健康検診（年2回）や通院管理、各種予防接種等を通し、個人に合わせた健康管理を実施します。

- (3) 利用者の皆さんの心身の状況や加齢等による身体機能低下の回復・維持・予防のため、歩行運動の実施や理学療法士等の指導によるリハビリを行うように努めます。

- (4) 社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職による個別面談（ほっとサロン）や、精神科嘱託医との細やかな連携により、利用者の皆さんの心のケアを行い、おだやかで安心した生活が送れるよう努めます。

- (5) 体調の急変等、緊急時に速やかに対応できるよう、日頃より救命訓練講習や緊急時対応の研修を実施し、利用者の皆さんの健康と安全を守るように努めます。

3 おいしく楽しく食事をするために

- (1) 日々の食事を安心・安全に召し上がっていただけるよう、衛生面に配慮し、食事提供時は、普通食・一口食・ソフト食・ミキサー食の4通りの食事形態と、主食では米飯・軟飯・粥ゼリー・ミキサー粥等を準備し、利用者の皆さんの心身の状況にあった食事を召し上がっていただけるようにします。
- (2) おいしく、楽しく食事をしていただけるよう、季節を感じる献立を準備し、さらに創意工夫・改善を加えて、皆さんに笑顔で楽しくおいしい食事を召し上がっていただけるよう努めます。
- (3) 毎月のオーダーメニュー・誕生会特別メニューやパンバイキング、お出かけお食事会等種類豊富に楽しんでいただける食事時間の提供をします。
- (4) 利用者の皆さんの食事の満足度の向上を目指し、嗜好調査を年2回実施し、結果を日頃の献立等に反映しより良い食事サービスの提供に努めます。

4 安心してご生活いただくために

- (1) 利用者の皆さんの生命や財産を守るために、非常災害に備えた定期的な各訓練（避難訓練・自衛消防操法等）を通し、防災体制のさらなる強化を図り、あらゆる非常災害に対応できる施設を目指します。
- (2) 令和元年度の台風19号の教訓を活かし、大規模水害を想定した訓練の実施や必要物品の確認を定期的の実施し、水害に対応できる強い施設づくりに努めます。
- (3) 災害発生時における事業継続計画(BCP)の見直しを実施し、またそれを運用し、正確な情報集約と的確な判断が出来る体制を構築します。それらを職員に向け周知するため、研修・訓練に努めます。さらに各協力機関との協力体制を明確にし、速やかに連絡、連携が図れるよう

に努めます。

5 利用者の皆さん・地域社会から信頼される施設をめざして

利用者の皆さんに・地域社会の多くの人々に信頼される施設づくりを目指します。

(1) 福祉サービスの質の向上について

(別添、令和8年度郡山せいわ園サービス提供システム参照)

「お客様に満足を 仕事に喜びを」のテーマのもと、虐待防止委員会やスキルアップ委員会等、活発な委員会活動を通して、福祉サービスの質の向上に努めます。

(2) 地域にねざした施設づくりについて

地域老人クラブ並びに地域小学校、地域公民館、地域民生児童委員等との情報交換を行い、地域の福祉ニーズを把握し、地域貢献に努めます。

(3) 地域生活移行支援について

利用者の皆さんの地域生活移行の推進を積極的に図るため、保護施設通所事業・保護施設一時入所事業の更なる充実に努めます。

6 生活困窮者等の支援推進と社会貢献

(1) にこやかサロンの運営について

法人独自の「にこやかサロン」を運営し、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居場所づくりを目指すとともに、地域民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めて参ります。

(2) 中間的就労支援の充実について

生活困窮者に対し、施設が中間的就労等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す中間的就労支援事業について、平成27年度より取り組んでまいりました。今年度も各種感染症予防の体制整備に努めながら、取り組んでまいります。

7 将来を担う職員の育成について

(1) キャリアパス制度※2を運用し、法人施設の将来を担う活力ある職員

の育成に努めると共に職員一人ひとりが個性の特性を活かし、さらに意欲をもって邁進できる職場作りに努めます。

- (2) 職員の専門性をより高めるために、国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を支援・奨励するとともに、全国救護施設研究協議大会や東北地区救護施設研究協議大会への参加、および福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会等に参加し、その研鑽に努めます。
- (3) 月に一度、施設内研修（研修報告会・虐待防止研修等）を開催し、情報共有と職員全体のスキルアップに努めます。
- (4) 法人の「サービス管理室」「福祉 QC 推進室」「トータルプランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひとりの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。

※2 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが当法人の職員として希望と誇り、使命感を持って働き続けることができるように、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅳ 業務実施計画

1 日課表

時 間	日 課
6:30	起床・身だしなみ 等
7:30	朝 食 (2 部で実施)
8:30	歩行運動・検温、健康チェック・活動準備 等
9:00	ラジオ体操・清掃
9:30	グループ活動・特浴室入浴
11:30	口腔体操・フリータイム
11:45	昼食・休憩 (2 部で実施)
13:00	検温、健康チェック・歩行運動・活動準備等
13:30	グループ活動・一般浴室入浴
16:30	清掃・検温、健康チェック
17:00	フリータイム
17:30	夕 食 (2 部で実施)
19:00	フリータイム
22:00	就寝 (土曜日は 23:00)

※春時間・冬時間等で変更があります。

2 週間日課表

曜 日	日 課	
	午 前	午 後
月	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
火	グループ活動・クラブ活動 浴室清掃	グループ活動
水	全体朝礼・グループ活動 特浴室入浴（夏季）・困りごと相談	グループ活動 一般浴室入浴（夏季）
木	グループ活動	グループ活動
金	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
土	寝具交換	おやつ
日	せいわ銀行・寝具交換	夢喫茶

※春時間・冬時間等で変更があります。

※内科診察（月 1 回）

※精神科診察（月 4 回）

※歯科検診（6 月、9 月、12 月、3 月）

※理学療法士によるリハビリ（毎週木曜日）

※クラブ活動（月 2 回）

※町内会（毎月第 1 水曜日）

※男性理髪、女子カット（月 1 回）

※各種委員会（月 1 回）

※環境美化の日（月 1 回）

3 グループ活動

(1) いきいき班

- ①利用者の皆さんの生活自立を目指し、健康で安全にいきいきとした生活を送れるように支援を行ないます。
- ② 毎日を快適に過ごせるよう、個別支援計画をもとに利用者の皆さんのADL に合った介護支援（食事・入浴・排泄等）や、生活自立への支援（髭剃り、爪切り、衣類確認等）の身だしなみ支援や居室の整理整頓、円滑な対人関係構築への支援等を行ないます。
- ③利用者の皆さんの心身の状況に合わせた個人別リハビリを実施し、身体機能の維持や機能低下の回復・予防が図れるよう支援します。
- ④季節を取り入れた絵画や工作などの制作やレクリエーションを実施し、利用者の皆さんが主体的に活動に参加し、生きがいや楽しさを感じていただける活動を目指します。

(2) チャレンジ班

- ①リースボックスの組み立てやタオル、割り箸の袋詰め作業等の作業訓練や畑作業等の活動を通して基本的な生活を整え、更に自立した生活を送れるように支援し、地域移行等へのステップアップを目指します。
- ②農の始め・農の納めのお食事会等を企画し、利用者の皆さんの慰労を行い、活動の中で生きがいや楽しさを感じて頂けるよう支援します。また、協力して作業を行なうことでより良い人間関係づくりに努め、充実した有意義な生活を送れるよう支援します。

4 ほっとサロン（生活総合相談）

- (1) “心のケア” を必要とする利用者の皆さんが、ほっとサロン室や居室等でいつでも気軽に相談やお話しができるように、明るく、安心してほっとできる場を整えます。
- (2) 利用者の皆さんの性格・障害・疾病・生活習慣など心身の状況を理解した上で、個別面談などを実施し、嘱託医・看護師・職員間で情報共有等の連携を密に図り、安心・安定した生活を送れるように努めます。

- (3) 利用者の皆さん一人ひとりに合わせた活動（折り紙やぬり絵、計算ドリル等）を行い、得意なことや新たに組みたいと思うことに挑戦し、自信をもって生活を送れるよう支援します。

5 理学療法士等によるリハビリについて

- (1) 利用者の皆さんそれぞれの身体状況に合わせた機能回復や低下予防・残存機能の維持を目標に、理学療法士等によるリハビリを行い、健康に過ごしていただけるよう支援します。
- (2) コロナ禍による運動不足解消を目指し、ラジオ体操・歩行運動へ積極的に参加していただけるよう声掛け等を行ない、個人で取り組むことのできる運動メニューを提示し体力維持できるよう支援します。

6 クラブ活動

クラブ活動	目 的	実施内容	実施日	場 所
ス ポ ー ツ クラブ	スポーツやゲームを通して、運動を楽しみ、健康を維持する	・ストレッチ等の軽運動 ・ボッチャ、パターゴルフ、輪投げ、ターゲットゲーム等で身体を動かす ・利用者の方同士がゲームを通じて穏やかに交流し、互いを理解し合い良好な関係を築く場を準備する	第1・3 火曜日	多目的 ホール 作業室B リハビリ室 別館ホット ルーム
絵画 クラブ	写生やぬり絵・工作を行うことで、手先の機能維持を目指すと共に、作品作りを通して四季を感じていただく	・毎月のお楽しみ会に合わせた作品を作る ・季節に合せた写生・ぬり絵・工作をする ・個人やクラブ員による合同作品を制作する ・園内掲示版や食堂ホールなどへ作品を展示する ・障がい者作品展等への作品の出展を目指す	第1・3 火曜日	多目的 ホール ・ホット ルーム 本館食堂 ホール

音楽鑑賞 クラブ	音楽やリズムに合わせて身体を動かしたり、音楽に合わせてハンドベルを使用し音楽を楽しみ、日々の生活のリフレッシュをしていただく	・音楽やリズムに合わせてストレッチを行なう等、身体を動かすリズム体操を実施する ・ハンドベルなどの楽器の演奏に挑戦する ・希望の音楽を鑑賞する	第2・4 火曜日	多目的ホール ・作業室 A・B 本館食堂 ホール
園芸 クラブ	四季折々の植物に触れ、創作や観賞をすることで、季節を感じながら心の安寧やいきがい、楽しみに繋げる	・季節の花材を使用した、生け花やフラワーアレンジメントをする ・施設内に作品を展示する ・花の手入れまでクラブメンバーの皆さんで行ない、手入れの方法の習得・草花を大切に育てる気持ちを育む	第2・4 火曜日	多目的ホール ・面談室 本館食堂 ホール
手芸 クラブ	個人で作品を製作することやクラブ全員で一つの作品を作り上げることでものづくりの喜びを感じていただく	・個人製作とクラブ員による合同作品の製作 ・ビーズや毛糸など様々な材料を使用して各種園内行事や季節に合った作品を作る ・完成した作品は園内に掲示したり、個人で使用し楽しんでいただく ・地域公民館の文化祭等への出展を目指す	第2・4 火曜日	多目的ホール ・ホットルーム 別館小ホール

オセロ クラブ	頭脳ゲーム等を通して、思考力の活性化に繋げると共に、参加利用者相互のコミュニケーションを図る機会を作り、楽しみやいきがいに繋げていく	・ 共通ルールのもとに、個人の対戦を楽しんでいただく ・ オセロのルールの理解、知識を深めレベルアップを目指す ・ 6月・9月・12月・3月にリーグ戦を実施し成績の掲示、成績順に表彰を行なうことで意欲の向上、やる気や生きがいに繋げる ・ 囲碁や将棋、トランプのカードゲーム等メンバーの皆さんが希望するものにも挑戦する	第1・3 火曜日	多目的 ホール ・ 談話室 本館 カルチャー ルーム
------------	--	---	-------------	---

7 せいわ町内会（利用者自治会）

利用者の皆さんと職員の信頼関係を構築し、利用者の皆さんの声が施設生活に反映され、利用者の皆さんが主体的に豊かで潤いのある生活が送れるように支援します。さらに、せいわ町内会（利用者自治会）をはじめ、利用者の皆さんが参加する各種委員会と連携を図り、施設生活の活性化を図ります。

8 地域との交流

- （1）各種感染症の流行状況を把握し、その予防に最大限に取り組みながら、地域小学校、各種ボランティアの皆さん等との交流を図り、信頼され必要とされる施設づくりを目指します。
- （2）広報誌やホームページ等をタイムリーに更新し、多くの方々に施設への理解・関心等を深めていただけるよう努めます。

***年間主要行事**

月	令和8年度 行 事
4	お花見ドライブ旅行
5	端午の節句お楽しみ会
6	春のドライブ旅行
7	七夕お楽しみ会 退職公務員連盟様交流会
8	納涼お楽しみ会(お楽しみ抽選会・行事食)
9	供養祭 敬老会 秋のショッピング お出かけお食事会
10	紅葉お楽しみ会 ニデックプレシジョン様交流会 お出かけお食事会
11	秋まつり(地域の方を招いてのバザー・抽選会) お出かけお食事会
12	クリスマス・忘年会 郡山北ライオンズクラブ様餅つきご慰問 お出かけお食事会
1	新年会 新春お楽しみ会
2	節分お楽しみ会
3	ひなまつりお楽しみ会

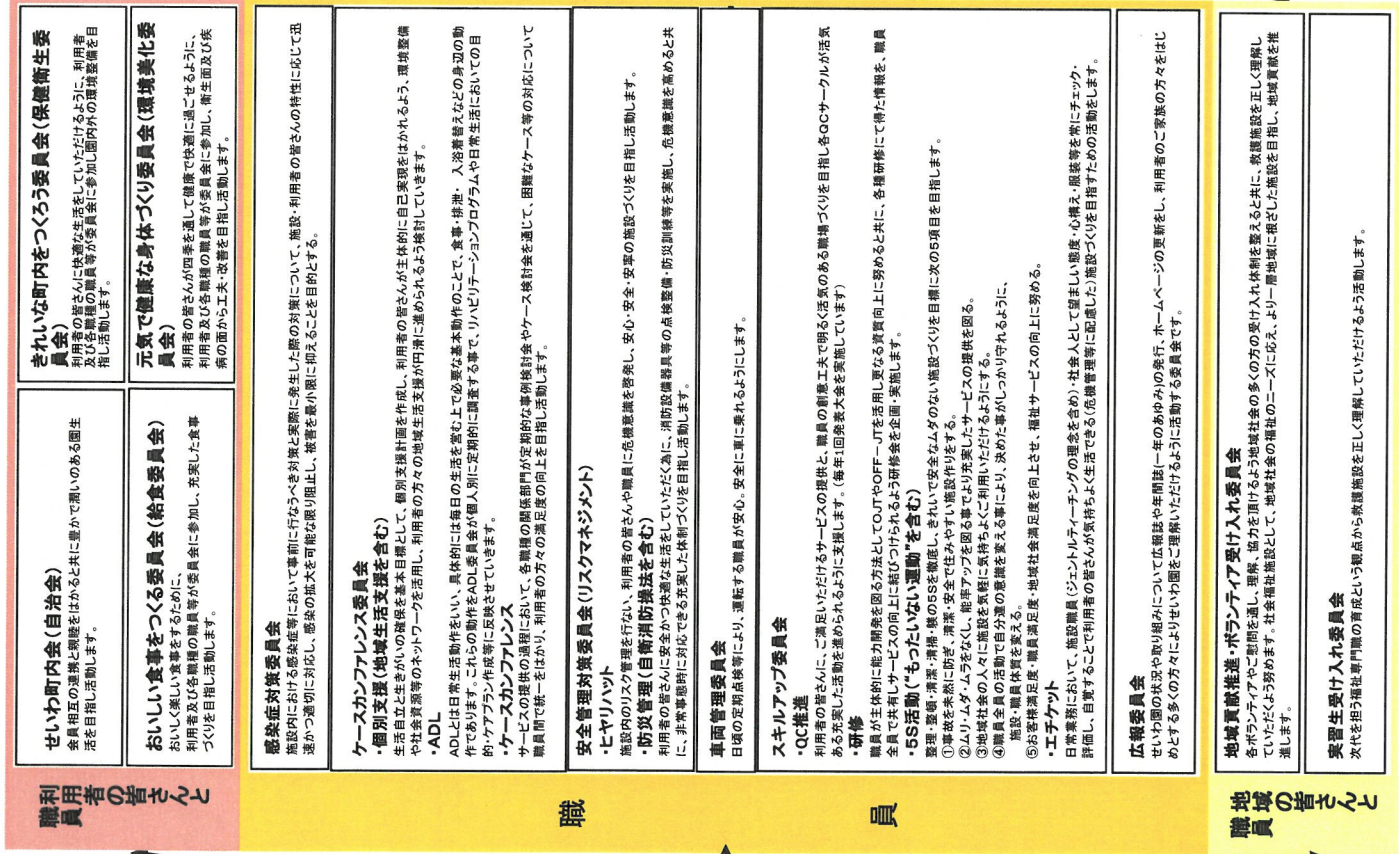
*その他の行事として、次のものがあります。

☆誕生会(毎月1回)…特別メニューによるお祝い

☆避難訓練(毎月1回)

☆各小学校さんとの交流会(随時)

※以上の事業計画については、各種感染症の流行状況により予定が変更する場合があります。



事業企画管理委員会

社会福祉法人の円滑な運営を行うために事業内容を検討し、利用者の皆さんに満足していただけるサービスの提供を目指すための委員会です。

※ P Plan:計画 D Do:実施

※ C Check:確認 A Action:処置

作成日：R8. 4. 1

作成者：本田・新田

利用者の皆さんにご満足いただける福祉サービスの提供を

『地域のなかで 地域とともに自分らしく いきいきと』

を目指して

職場が活性化し職員一人一人が働く喜びを

キャリアパス運営委員会

職員一人ひとりが希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るようにキャリアパスを運用し、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になる活動を行う。

令和 8 年度 保護施設通所事業 事業計画

1 実践目標

保護施設退所者が地域で継続した自立生活が送れるよう、通所支援と訪問支援を行い、保護施設退所者の受け入れのための有効活用を図ることを目標とします。

2 事業内容

郡山せいわ園へ通所し、生活指導・生活訓練・作業訓練等を実施する通所支援と、職員による居宅等への訪問による相談支援や生活指導等を実施する訪問支援を一体的に行います。

期 間	利用人数
令和 8 年 4 月 1 日 ～ 一年間	男性 3 名 女性 5 名 計 8 名

(1) 通所支援について

① 生活相談支援

生活上の不安や困りごとの相談支援、各種関係手続き等。

② 作業訓練支援

リースボックス作製やタオル、割り箸の袋詰め等の軽作業、畑作業等。

③ 健康に関する支援

看護師と連携し体調の管理を行います。定期的に体力トレーニングを行い、地域生活に必要な体力の維持向上と健康的な体づくりを目指します。

④ 食事サービス支援

管理栄養士と連携して調理支援を行うと共に、健康を考え栄養バランスのとれた食材購入・献立作成に対する助言を行います。また、それぞれに合った食形態での食事提供を行いません。

⑤ 外出支援

買い物や外出する際の公共交通機関の利用や日用品等の購入を通じて社会的なマナーや金銭の精算等、地域で生活する上で必要な能力を高める支援を行います。

⑥ 学習支援

字の読み書き、数の計算、時計の見かた、お金の精算の仕方等、地域生活や作業訓練時に必要となる能力を高めるための学習を行います。

⑦ レクリエーション活動支援

施設行事への参加やゲーム・体操等のレクリエーションを実施します。

⑧ 一時宿泊支援

対象者の方が一時的に施設での宿泊が必要になった場合に支援します。

⑨ 家族調整支援

ご家族との連絡調整を行います。

⑩ 地域交流活動

ご慰問や交流会等への参加を通して、地域との交流活動を充実させます。

(2) 訪問支援について

① 生活支援

居宅での生活状況の確認を行ない、衛生・環境面の整備、食事面についての助言、対象者の方の身だしなみや体調確認等、生活面全般についての助言・援助を行います。

② 相談支援

生活面での不安や困りごと等の相談支援を行います。対人関係の不満や悩みを解決し、安心して生活ができる様にしていきます。

(3) 緊急時の対応について

非常時に備え避難経路を周知徹底します。また、火気の取り扱いについて注意喚起し災害防止の意識を高める支援をします。感染症等の病気や災害などの緊急時に対応できる様、備蓄品や防災用品、感染症予防品等を備え管理をしていきます。また、緊急時に迅速に対応できるよう、郡山せいわ園との連絡体制を明確にし、随時支援に努めます。

(4) 職員の資質向上について

各種研修会などに積極的に参加し、様々な角度から論理的に分析し、的確な支援が出来るよう自己研鑽に努めます。

令和 8 年度 保護施設一時入所事業 事業計画

1 実践目標

居宅で生活する方等が、精神状態が不安定になった場合や、DV被害等の保護等で居宅生活の継続が一時的に困難になった方々に居宅生活が再開できるまでの期間、施設を利用していただき、円滑に居宅生活に復帰できるよう、施設内での生活訓練を支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、施設を短期間、利用いただくことで、精神状態の安定を目指した支援を行い、居宅生活の継続や退院から居宅生活へのステップ、あるいは体験利用による施設生活から居宅生活へのステップへとつなぎます。

(1) 日常生活支援（食事・入浴等）

① 食 事

本人の健康状態、ADL（日常生活動作）、嗜好等に考慮した食事を準備し、食事環境を整え、健康を保つことができるように支援します。

② 入 浴

本人の健康状態、ADL、入浴の意思等に考慮して、浴室等を準備し清潔を保つことができるように支援します。

③ その他

安全な生活を確保し、本人が安心して快適な生活が送れるよう住環境等の整備に努め、円滑に居宅生活に復帰できるよう支援します。

- (2) 趣味活動支援（班別活動・各種クラブ活動）・レクリエーション活動等、本人の希望に応じ、各活動への参加をしていただき、気分転換を図っていただくよう支援します。
- (3) 健康への支援
一日3回の検温を行い、必要に応じて通院・服薬支援や血圧・体重測定等を行い、体調の把握に努めます。
- (4) 他利用者とのコミュニケーション
本人の意思を尊重して、他利用者の方との関わりについて支援します。

3 健全な管理・運営

- (1) 的確な支援が出来るように研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。
- (2) 期間中を安全に生活いただけるよう、受け入れ時には、本人、福祉事務所、医療機関と連携を図り、新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症等を把握し適切に支援を行います。

令和8年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画

1 実践目標

グループホーム「みんなのいえ」を利用しているお客様が、円滑かつ様々なサービスを活用しながら自立した潤いある地域生活を営むことができるよう、支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、お客様が継続して地域生活を送れるよう次の項目について事業内容を定め、支援を効果的に行います。

名 称	定 員
みんなのいえ	4 名
みんなのいえ久保田	5 名
みんなのいえ陣場	3 名

(1) お客様の相談支援と権利擁護について

① サービス管理責任者またはサービス提供職員（世話人）

は、お客様の生活全般に関わる相談支援を行い、お客様が安心して生活いただけるように支援します。また、苦情解決の取り組みとして週一回（月曜日）相談窓口を設けるとともに、相談内容によってはバックアップ施設である郡山せいわ園の苦情解決システムを活用しながら連携を図り、迅速な問題解決にあたります。

② お客様の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するため、チェックシートを用いた定期的な業務態度等の見直しを実施し、虐待などの権利侵害防止と早期発見につなげます。また、バックアップ施設である郡山せいわ園と連携を図って研修会を実施し、職員の権利擁護、虐待防止への意識啓発に努めます。

(2) 健康と食事の支援について

① 生活習慣病予防や肥満の防止のため、世話人と一緒に献立を考えながらバランスの摂れた食事を準備します。また、お客様の高齢化に伴いバックアップ施設の郡山せいわ園

と連携し、歩行運動や筋力維持トレーニングなど運動の機会を設け、お客様が健康で元気に継続して地域生活を続けていけるように支援します。

② 嘱託医の診察や定期健康診断（年2回）等から病気の予防・早期発見・治療に努めます。また、緊急時など医療機関等への通院支援が必要な場合、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携して随時対応にあたります。

③ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症を予防するため、マスクの着用、手指の消毒、こまめな手洗い、うがいの励行に努め、1日4回の検温チェックを行います。また、感染情報の提供と予防の徹底、意識の高揚に努めます。万が一、感染者や感染の疑いが見られた場合には感染症対策マニュアルにそって迅速な対応にあたります。

（3）外出や外泊の支援について

地域の社会資源の活用を通して、ショッピングや旅行等の実体験的な支援を行い、地域生活の更なる充実を目指します。また、感染症への対応など必要に応じて職員が買い物を代行するなど支援に努めます。

（4）地域生活等の支援について

個々の趣味等の幅を広げ潤いのある生活を送っていただけるよう、随時情報提供に努め、必要に応じた地域資源の活用について積極的に支援します。

（5）地域社会との交流について

① 地域社会とのつながりを図っていくために、町内会の活動への参加について支援します。また、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携し、地域小学校等との交流の機会を提供できるように努めます。ただし、新型コロナウイルス等感染症拡大中は自粛いたします。

② お客様と地域との関係づくり、サービスの透明性・質の確保などを目的として、地域連携推進会議（年1回）を開催し、地域との連携の強化に努めます。

(6) 緊急時の対応について

- ① グループホーム「みんなのいえ」を利用されるお客様の、日々の安全を守るために、これまで通り、セコムホームセキュリティシステムを活用し、安心して生活いただけるよう支援します。
- ② 定期的に、非常時に備えた諸訓練及び火気取り扱いの徹底等を行ない、災害防止に対する意識の高揚について支援します。
- ③ 病気や災害等の緊急時には迅速に対応できるよう、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携を図るとともに連絡体制を明確にし、随時支援に努めます。
- ④ お客様の身体・生命の安全を最優先に行動できるように、随時、災害発生時等における業務継続計画（BCP）の見直しを図り、正確な情報集約と判断が出来る体制を構築し、業務の優先順位の整理、計画を実行出来るよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。また、各協力機関との連携を明確にし、速やかな連絡体制の構築に努めます。

(7) バックアップ施設との連絡調整について

日中活動の場として郡山せいわ園が実施している保護施設通所事業に参加し作業訓練支援や地域交流活動等が行えるよう、担当職員等と連携を密に図り、個別支援計画を踏まえた統一した支援に努めます。

(8) 財産等の日常生活に必要な援助について

グループホーム「みんなのいえ」を利用されるお客様の財産等については、入居時にお客様の意向を踏まえ、財産等を委託される場合は原則的にサービス管理責任者が担当します。

3 健全な運営を行うために

多様化するニーズに対応し、的確な支援が出来るように、研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

令和8年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画

当施設は、“利用者本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ・よろこび・満足”そして“安心・安全・信頼”をいただける施設を目指し、鋭意努力してまいります。

I 実践目標

- 1 利用者の皆さんの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、権利の擁護に最大限努めます。
- 2 利用者の皆さんの多様なニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョンの理念を踏まえ“ともに生きる”ための生活環境を構築します。
- 3 利用者の皆さんが安心・安全な生活を送れるように、災害・感染症予防に対応したサービスを提供します。
 - ・様々な災害に対応できるよう、職員一人ひとりが高い防災意識を持ちサービス提供に努めます。
 - ・施設職員であるという自覚や使命感を持ち、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大の予防に努めます。

II 重点事項

1 権利擁護について

- (1) 利用者の皆さんの人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するために、虐待防止委員会や苦情解決委員会及び希望ヶ丘ホーム自治会等の毎月1回の委員会活動を実施し、利用者の皆さんの声を日常生活支援等に反映し、よりよい支援を実施することで、虐待防止につなげます。
- (2) 各種ハラスメント(パワハラ・セクハラ・カスハラ等)防止対策に取り組み職員が安心して働くことのできる職場環境を整備します。また不

適切なサービスが起きないよう職員間で互いに確認し合い、質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築くと共に、福祉従事者の倫理観・専門性の更なる向上に取り組み、職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりに努めます。

- (3) 虐待などの権利侵害防止と早期発見を实践できるよう職員の意識向上を図るため、ジェントルティーチング※1を推進し、また、チェックシートを用いた定期的な業務態度等の見直しを実施し、利用者の皆さんの人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。
- (4) 不適切サービス等が発生した際に、利用者の皆さんやご家族、行政への対応、改善・是正に向けた取り組み等、迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。
- (5) 専門職の先生をお招きしての研修会を実施し、職員の権利擁護、虐待防止への意識啓発に努めます。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 カイゼン活動について

- (1) 「利用者本位の福祉サービスの提供」の基本理念をしっかりと踏まえ、改善委員会・スキルアップ委員会の委員会活動等を中心に、施設をあげて継続的に全員参加で、福祉QC活動を中心としたカイゼン活動に取り組みます。
- (2) カイゼン活動の実践を通し、多様化する福祉ニーズに迅速かつ効果的に対応できる人材育成に努めます。

※なお、「福祉QC」全国発表大会には、平成21年から16年連続で参

加しております。

- (3) 福祉 QC サークル活動を積極的に推進し、法人内の「福祉 QC」発表大会、「福祉 QC」全国発表大会や、日本科学技術連盟主催の QC サークル大会等に参加し、更なる向上を目指します。

3 新型コロナウイルス等感染症への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防に努めるとともに感染症マニュアルを定期的に見直し、全職員で感染症予防に最大限努め、安心・安全に生活していただける環境作りに努めます。
- (2) 12月～2月を感染症予防月間として、利用者の皆さん・職員の体調確認やうがい手洗いの励行、館内清掃等を強化し、最大限の予防に努めます。
- (3) 感染症予防の徹底を図りながら、施設内行事や各種クラブ活動の充実を図り、利用者の皆さんに満足いただける環境作りに努めます。
- (4) 感染症に関わる情報収集を行ない、効果的、効率的に感染予防に努めると共に、感染症発生時における業務継続計画（BCP）をもとに、感染症が発生した場合であっても、サービスが安定的・継続的に提供される体制強化を図ります。

Ⅲ 支援事業内容

1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために

- (1) 利用者の皆さんの身体状況やニーズについて、各職種間で連絡・調整・共有を図り、個別支援計画に反映させ、必要に応じて適切な介護サービスを検討し支援します。また、生活自立支援の充実を図り、生きがいをもって生活していただけるように努めます。
- (2) 利用者の皆さんが参加するクラブ活動や各種行事、利用者の皆さんの要望を取り入れたレクリエーション等の充実を図り、「自分らしくいきいきと」をモットーに、生きがいの持てる、明るく楽しい生活

が送れるよう支援します。また、利用者の皆さんの余暇時間の充実を図り、ADLの維持や認知症予防に努めます。

- (3) 利用者の皆さんの自治会活動をより活性化し、利用者相互の親睦や交流を図るとともに自律を促します。また、利用者主体の取り組みを推進し、豊かで潤いのある生活が送れるよう支援します。
- (4) 利用者の皆さんに各種委員会に参加していただき、皆さんのニーズを把握しサービスに反映させるとともに、やりがいや生きがいをもって生活していただけるよう支援します。

2 健康にすごすために

- (1) 利用者の皆さんに“健康にすごすことの大切さ”を理解していただき、その方らしく日常生活が送れるよう指定協力病院と連携を図り、健康健診等を年2回実施し健康管理に努めます。
- (2) 専門職（理学療法士、看護師等）による口腔体操や歩行訓練等のリハビリに努め、利用者の皆さんが健康的に生活できるよう支援します。また、利用者の皆さんの様々な症状に対応するために、マニュアルを作成し、適切な対応が出来るように周知徹底を図ります。
- (3) 利用者の皆さんの体調面や精神面の変化等について随時、行政機関や家族、かかりつけ医等との連携を密に図り情報の共有に努めます。
- (4) 定期的に体重測定等を実施し、肥満・るい痩の方には、医師・看護師・栄養士と連携して肥満・るい痩予防に努めます。
- (5) 脱水症状や尿路感染症予防等のため、水分摂取量の把握や環境整備（温湿度・清掃等）、清潔保持（入浴・清拭）を徹底し、利用者の皆さんの体調管理に努めます。
- (6) 施設での感染症発生防止のため標準予防策※を実施し、万が一感染症が発生した場合には、マニュアルに基づいた正しい対応を行い感染拡大防止に努めます。

※①手指衛生②マスク着用③換気④咳エチケット⑤職員の健康管理

3 おいしく、楽しく食事をするために

- (1) 安心しておいしい食事をしていただくために、衛生管理を徹底し、食中毒防止に努めます。
- (2) 選択メニューやオーダーメニューなど、選択する楽しみを取り入れた食事づくりに努めます。また旬の食材や行事食を通して季節を感じていただく等、献立の工夫に努めます。
- (3) 食事の満足度向上を目的に嗜好調査(年2回)を実施し、利用者の皆さんの嗜好や食事摂取状況の把握に努めます。また、厨房職員と情報を共有し、献立に反映するなどより良い食事サービスの提供に努めます。
- (4) 食事委員会等で利用者の皆さんから意見や感想をいただき、楽しみにしていただけるような食事づくりに努めます。また、食事や栄養に関する情報を提供するなど、食への関心を高めていただけるよう努めます。

4 ご家族および地域社会との交流のために

- (1) 面会等については感染症予防のため、時間制限等を設け、ご家族等と交流を図れる様に努めます。
※感染症の状況により、面会制限やリモート面会に変更する場合があります。
- (2) 新型コロナウイルス等感染症の予防のため、自粛していた地域社会との交流（地元小・中学校・各種ボランティア等）を再開し、地域社会の皆さんとの心のふれあいを育みます。但し、新型コロナウイルス等感染症の状況により、予定が変更する場合があります。
- (3) 広報誌やホームページ等をタイムリーに更新し、多くの方々に施設への理解・関心等を深めていただけるように努めます。また広報活動も活発に行い、次世代を担う福祉専門職の育成や各種大学、専門学校等への働きかけに努めます。

- (4) 当施設入所希望の方ならびに関係機関等（介護サービス事業所、医療機関等）にパンフレット等を配布し、電話等で連携を密に図り、施設をより理解していただくように努めます。

5 安心して生活いただくために

- (1) 利用者の皆さんの身体・生命の安全を最優先に行動できるように、災害発生時における業務継続計画（BCP）を運用し、正確な情報集約と判断が出来る体制を確立させます。
また、業務の優先順位の整理、計画を実行出来るよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。
更に、各協力機関との連携を明確にし、速やかな連絡体制の構築に努めます。
利用者の皆さんの自衛消防組織を構築し、「自らの命は自らで守る」をモットーに利用者同士の避難誘導の訓練に努めます。
- (2) 地震・水害等を想定した避難訓練を実施し、有事の際に迅速な対応が出来るよう努めます。また、総合防災訓練を実施し被害抑止・被害軽減に努めます。併せて必要物品の確認等を定期的(5 月、12 月)に行います。
- (3) 地域の中でのセーフティネット機能を有する施設として、DVや高齢者虐待等の緊急避難者を積極的に受け入れ、様々な福祉ニーズを抱えた利用者の皆さんが安心・安全・安寧に自分らしく生活出来るよう努めます。
- (4) 利用者の皆さんとともに KYT 訓練（危険予知トレーニング）等を行い、危機意識を高め、転倒や交通事故、感染症や災害に対するリスク管理に取り組みます。また、要介護状態にある方の避難誘導について、研修会や訓練を実施し、速やかに避難誘導できる体制の構築を図ります。
- (5) 毎月第 1 水曜日を環境整備の日とし、施設全体の環境美化、衛生管理に努めます。

- (6) 月 1 回の電気設備と年 2 回の消防設備の専門業者の点検をもとに、安全・安心な防災機器の整備に努めます。
- (7) 月 1 回電化製品点検を行い、火災防止に努めます。また、防災意識の向上や避難経路を整備し周知徹底に努めます。

6 利用者の皆さん・地域社会から信頼される施設を目指して

(1) 福祉サービスの質の向上について

(別添 令和 8 年度希望ヶ丘ホームサービス提供システム参照)

「お客様に満足を 仕事に喜びを」のテーマのもと、虐待防止委員会や改善委員会等、活発な各種委員会活動を通して、インフルエンザ・コロナ禍でも、最大限の工夫をし、福祉サービスの質の向上に努めます。

- (2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業の充実を目的とし、毎月 1 回介護サービス会議を実施し、お一人おひとりに合ったより質の高い介護サービスの提供に努めます。
- (3) 地域包括ケアシステムの一翼を担う施設として、要支援・要介護状態の利用者の皆さんの多様なニーズに応えるために各サービス事業所と密に連携を図り、利用者の皆さんへの質の高いサービス提供に努めます。
- (4) 地区民生児童委員や各高齢者あんしんセンター、地域の老人クラブや消防団、各医療機関等との連携を図り、地域の福祉ニーズの把握をし、サービス提供に努めます。
- (5) 近隣の社会福祉施設（郡山市更生園、希望ヶ丘学園、希望ヶ丘保育所、郡山市希望ヶ丘児童センター、きらきらげんき保育園）とより一層の連携を図ります。

7 生活困窮者等の支援推進と社会貢献

(1) にこやかサロンの運営について

法人独自の「にこやかサロン」を運営し、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居

場所づくりを目指すとともに、民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めて参ります。

(2) 中間的就労支援の充実について

生活困窮者に対し、施設が中間的就労等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す中間的就労支援事業について、平成 27 年度より取り組んでまいりました。今年度も各種感染症予防の体制整備に努めながら、取り組んでまいります。

8 将来を担う職員の育成について

- (1) キャリアパス制度※2を運用し、法人施設の将来を担う活力ある職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりが個人の特性を活かし、さらに意欲をもって邁進できる環境作りに努めます。
- (2) 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を支援・奨励するとともに、全国老人福祉施設大会や研究会議への参加、また東北ブロック老人福祉施設協議会養護老人ホーム研修会および、福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会に参加させ、その研鑽に努めます。
- (3) 郡山せいわ園、きらきらげんき保育園との情報共有を図り、職員の資質の向上に努めます。
- (4) OJT・Off-JT の活性化を図るとともに、専門的な知識や技術と豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材の育成に努め、各個人のキャリアデザインを支援します。
- (5) 施設内研修（研修報告会・虐待防止・感染症防止対策等）の年間スケジュールを作成・開催し、情報共有化と職員全体のレベルアップに努めます。
- (6) 法人の「サービス管理室」「福祉 QC 推進室」「トータルプランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひと

りの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。

- (7) 地域社会の福祉ニーズを踏まえ、地域福祉推進の一翼を担い貢献できる人材の育成に努めます。

※2 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが当法人の職員として希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るように、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

9 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ 業務実施計画

1.日課表

6:30	起 床 ・ モーニングケア ・ 水 分 補 給	
7:15	朝 食 (2 部 で 実 施)	
8:00	検 温	
8:45	朝 の 体 操 ロビー ① ラジオ体操 第1・第2 ② 今 月 の う た	食堂 ① ラジオ体操 第1 ② 老 人 体 操 ③ 今 月 の う た
9:00	水 分 補 給 (職 員 から 声 掛 け で 摂 取 確 認)	
9:10	朝 の 集 い ① 口 腔 体 操 ② 理 学 療 法 士 に よ る リ ハ ビ リ 訓 練 ③ ズ ン ド コ 体 操 ④ 歩 行 運 動 (1 5 分 間)	
10:00～	水 分 補 給 (職 員 から 声 掛 け で 摂 取 確 認)	
	ク ラ ブ 等 諸 活 動 ・ 班 別 活 動	
	入 浴 (特 浴)※ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 金曜日	
11:15	昼 食 (2 部 の 実 施)	
12:45～ 13:00	全 体 清 掃 (自 室 清 掃 を 含 む)	
13:00	検 温 ・ 血 圧 測 定 ・ 午 睡 前 に 水 分 補 給	
14:00	水 分 補 給 (職 員 から 声 掛 け で 摂 取 確 認)	
13:00～ 16:30	入 浴 (介 助 浴 ・ 一 般 浴)	
14:45～ 15:30	食 堂 に て 水 分 補 給 (職 員 から 声 掛 け で 摂 取 確 認)	
17:00	ラ ジ オ 体 操	
17:30	夕 食 (2 部 で 実 施)	
19:00	処 置	
20:00	就 寝 薬 配 薬	
21:00	就 寝 ・ 水 分 補 給	

※春時間・冬時間で変更があります。

※音楽鑑賞クラブは毎週水曜日13:15～となります。

2. 週間日課表

	午前	午後
月曜日	特 浴 手洗い確認	一般浴・介助浴
火曜日	特 浴 全体・個別リハビリ	内科診察(A)(B) (隔週) 身だしなみ確認 (爪切り・髭剃り等) 介護予防レクリエーション クラブ (毎週)
水曜日	銀行日(第1・3週) 医療費集金日 (第3週) 俳句クラブ(第2週) 大正琴クラブ (第4週)	シャワー浴(夏季) 音楽鑑賞クラブ 赤ちょうちん
木曜日	書道クラブ (第1・3週) 華道クラブ (第2・4週) リネン交換 特 浴	銀行日(第1・3週) 心療内科診察 (A・B) 感染症予防用品確認
金曜日	困りごと相談 手芸クラブ (第1・3週) 特 浴	一般浴・介助浴
土曜日	喫茶まごころ (第1・3週)	映画鑑賞会(第4週)
日曜日	リネン交換	映画鑑賞会(第4週)

※春時間・冬時間で変更があります。

- ※理 髪(隔月1回)
- ※理学療法士(月5回)
- ※避難訓練(月1回)
- ※自治会役員会・自治会全体会(月1回)
- ※ヨークベニマル移動販売(月1回)
- ※各クラブ活動(26ページ参照)
- ※買い物支援(月1回)

3. 生活・余暇等の支援

- (1) 利用者の皆さんの機能維持、増進のために、日々の健康運動に取り組みます。

	健康運動活動 (リハビリを含む)	日時
全体	ラジオ体操・口腔体操 歩行運動等(15分間) ラジオ体操	毎朝8:45～ 10:00 毎日17:00～17:10
個別	理学療法士のリハビリプログラムを もとに椅子・平行棒等を活用しての 運動 屋外の歩行運動 日光浴	毎朝8:45～ 10:00

- (2) 口腔ケアや、髭剃り、爪切り、毛染めができない皆さんに、整容の支援を行います。

- (3) 小グループ(3～4名)で足浴等を行い、心身のリフレッシュを図ります。

4. クラブ活動

クラブ活動	目的	実施内容	実施日
手芸クラブ	指先を動かすことで、 身体機能の向上を図る	- 廊下に展示する - 作成した作品を高齢者作品展に出品する - 希望ヶ丘ホームの旗作りや法被づくりを行う - きらきらげんき保育園へプレゼント作成	第1・3 金曜日
華道クラブ	季節のお花を生けることで、四季を感じていただくとともに、心身の安定を図り、生きがいをつなげる	- 生けたお花名や花言葉をそえて各フロア等に展示する - ドライフラワーや押し花づくりを行う - アレンジメントフラワーを製作する	第2・4 木曜日

クラブ活動	目 的	実施内容	実施日
書道クラブ	書を通してこころの 平静を保つ	・高齢者作品展に出品する ・廊下に掲示する ・書初めをする	第1・3 木曜日
音楽鑑賞クラブ	音楽を通して、楽しい時間を過ごすとともに、口腔リハビリにつなげる	・施設内音楽交流会に参加する ・月に1回、楽器（ハンドベル・ピアノ・大正琴等）を使い、演奏を披露する ・CDやDVDを用いて様々な音楽に触れる	毎週 水曜日
俳句クラブ	俳句をつくり、詠むことで認知症予防につなげる	・高齢者作品展に出品する ・地域作品展に出品する ・施設内に掲示する ・屋外に出て季節を感じながら句を詠む	第2 水曜日
いきいきレクリエーションクラブ	運動器官の機能向上や脳の活性化を目的としたプログラムを実施することでの身体機能の向上を図る	・利用者の皆さんの希望に沿ったレクリエーション（ボッチャ、かるた、将棋等）を実施する ・理学療法士が作成したリハビリメニューを実施する ・行事の飾りつけ等の製作	毎週 火曜日
大正琴クラブ	大正琴を通して、心身の安定を図るとともに、指先を動かすことでの機能維持を図る	・音楽交流会・各行事等で披露する	第4 水曜日

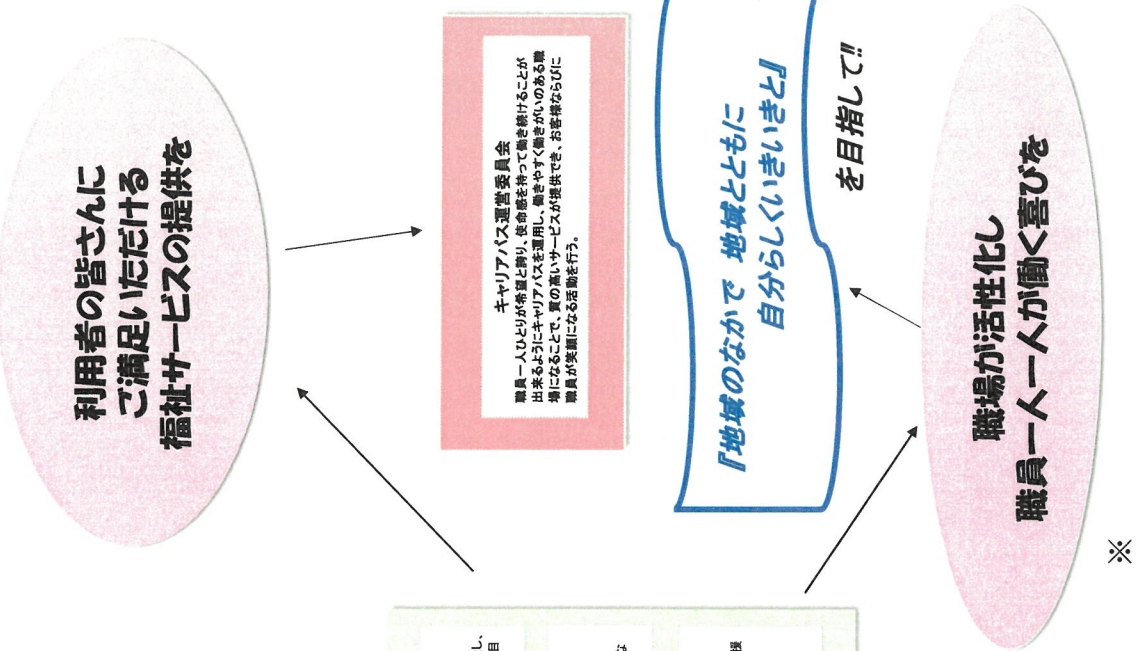
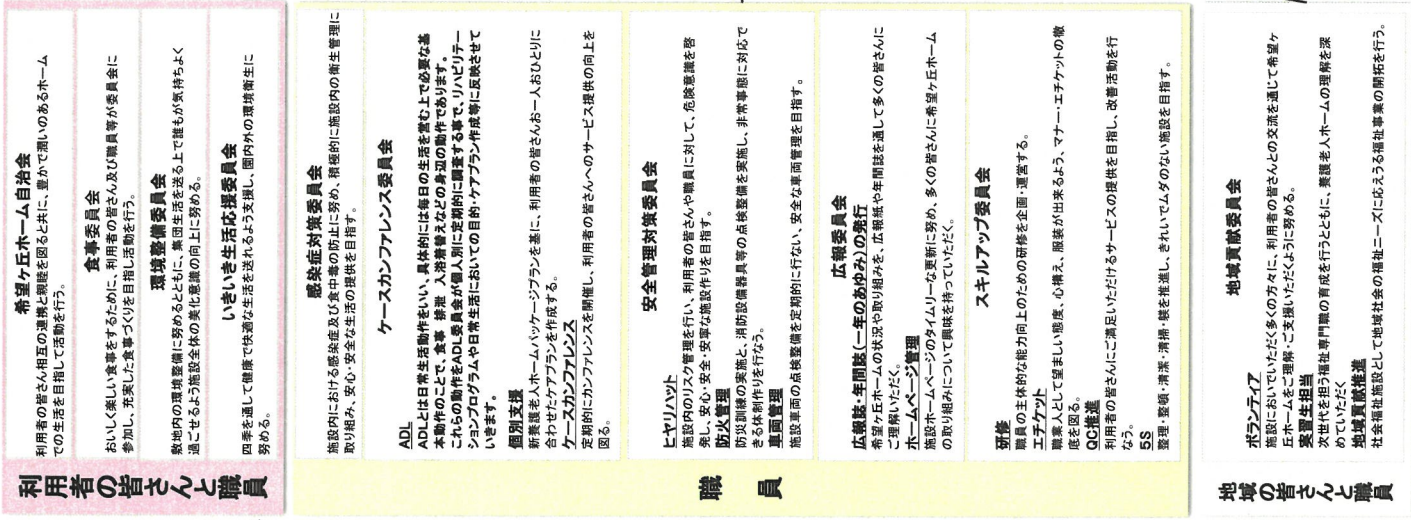
(1)11月に希望ヶ丘リサیتالを開催し、クラブ活動の成果を発表する機会を設けます。

＊年間行事予定表

月	行 事
4	さくらまつり お花見バスにて名所めぐり
5	端午の節句
6	総合防災訓練 しょうぶ湯 ファッションショー
7	身元引受人会議 七夕 音楽交流会 日帰り旅行
8	納涼祭 スイカ割 ボッチャ大会
9	敬老祝賀会 十五夜
10	施設内輪投げ大会
11	もみじまつり 希望ヶ丘リサイタル ファッションショー
12	ゆず湯 クリスマス忘年会
1	新年会 団子ならし
2	節分 梅まつり
3	ひなまつり

※以上の事業計画については、新型コロナウイルス感染症の状況により予定が変更する場合があります。

テーマ：『お客様に満足を！ 仕事に喜びを！』



令和8年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画

当事業所は、“お客様本位のサービスの提供”を旨とし、次の諸事項を通して、要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対して、きめの細かい介護サービスの提供を目指します。

I 実践目標

- 1 お客様の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・お客様を独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・お客様が主体的に自己実現を図れるよう、できるかぎり支援します。
- 2 お客様の多様な福祉ニーズに応じた介護サービスを提供します。
- 3 お客様が安心してサービスを受けられるよう、職員の体調管理、感染症予防対策に努めます。

II 重点事項

1 権利擁護について

- (1) 虐待等の権利侵害防止や早期発見に努めるために、ジェントルティーチング※1等の考え方で業務にあたり、職員の意識向上を図り、常にお客様の人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。
- (2) 虐待防止の指針の整備や定期的な研修会を行い、虐待防止とお客様本位のサービスの提供に努めます。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的

な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 新型コロナウイルス等感染症への対応について

感染症マニュアル等を定期的に見直し、全職員で感染症予防に最大限努め、安心・安全にサービス提供できる環境作りに努めます。また、常に情報収集を行い、適切な対応ができるように研修会を実施し、職員に周知徹底を図ります。

Ⅲ 支援事業内容

1 在宅福祉の充実と、地域に密着した介護サービスの提供

- (1) 地域の介護保険情勢やニーズの把握に努め、地域に貢献する在宅福祉サービスの推進及び拡充に努めます。
- (2) お客様へよりよい介護サービスを提供するために、関係市町村・高齢者あんしんセンター・地域の保健医療福祉サービス・介護サービス事業所等と綿密な連携、情報の共有を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) サービスの充実を図るために、多職種と介護サービスについて協議しサービスの見直しを図り、質の高いサービスの提供に努めます。

2 より安全かつ快適な介護サービスをするために

- (1) お客様のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、計画に沿ったサービス提供を行います。
- (2) 身体介護の提供にあたり、より安全かつ快適な介護サービスを提供するために、定期的な業務マニュアルの見直し及び身体状況の把握に努めます。
- (3) 提供する介護サービスの評価やリスクの分析等を行い事故防止に努めます。

- (4) お客様のニーズに耳を傾け、寄り添ったサービスを提供できるよう努めます。
- (5) 月1回の会議にて、サービス提供について職員間で情報共有し、改善点があれば速やかに検討し対応することに努めます。

3 健全な事業所運営をするために

(1) 介護サービスの質の向上を目指すために

- ① 苦情解決委員会（お客様からの苦情を解決するシステム）をより一層の充実が図れるように努めます。
- ② リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYT（危険予知トレーニング）の徹底、個人情報保護を含む対応）
- ③ 介護サービス評価の実施
 - ・介護サービスについてのお客様アンケート
 - ・職員のサービス評価（自己評価）の実施
- ④ 虐待などの権利侵害防止と早期発見のための研修会の開催
これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供できる仕組みを作ります。「問題後追い」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。
- ⑤ 災害発生時における業務継続計画（BCP）をもとに、業務の優先順位の整理、計画を実行できるよう普段から周知、訓練、研修に努めます。また、各協力機関との連携を密に図り、速やかな連絡体制の構築に努めます。

(2) 職員の資質向上を目指して

- ① キャリアパス制度※2 を運用し、法人施設の将来を担う活力ある職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりが個人の特性を活かし、さらに意欲をもって邁進できる環境作りに努めます。

- ② OJT・Off-JT の活性化に努め、職員の育成に努めます。
- ③ 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を奨励します。
- ④ 福島県社会福祉協議会研修センター主催等の各種研修会に積極的に参加し、職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応える職員の育成に努めます。
- ⑤ 具体的な研修計画（目標、内容、時期等）を定めた研修計画を作成し、その計画に基づいて実施します。
- ⑥ 定期的に介護技術についての勉強会を開催し、職員のスキルアップに努めます。

※2 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが当法人の職員として希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るように、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

- (3) 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。
 - ① 日曜日から土曜日までとします。（祝祭日を含みます）
 - ② 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分までとします。
ただし、営業日・営業時間以外でも状況に応じて対応可能な場合は対応します。

令和8年度 デイサービス きぼうがおか 事業計画

当事業所は、お客様にやすらぎを感じていただき、地域生活を穏やかな気持ちでよりよく過ごすお手伝いをします。また、お客様、ご家族や地域に信頼していただき、皆様にとってお役に立てる事業所を目指し、鋭意努力いたします。

I 実践目標

- 1 お客様の基本的な人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・お客様を独立した人格として尊重し、権利の擁護に最大限努めます。
- 2 お客様の多様な福祉ニーズに応じた介護サービスを提供します。
 - ・お客様個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョンの理念を踏まえ、地域で穏やかに過ごしていただけるような生活環境を構築します。
- 3 お客様が安心してサービスを受けられるよう、災害への対応・感染症予防に努めます。
 - ・様々な災害に対応できるよう、職員一人ひとりが高い防災意識を持ちサービス提供に努めます。
 - ・施設職員であるという自覚や使命感を持ち、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大の予防に努めます。

II 重点事項

1 権利擁護について

- (1) お客様の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するために、各種委員会活動を実施し、きめ細やかな支援に努め虐待防止につなげます。
- (2) 各種ハラスメント(パワハラ・セクハラ・カスハラ等)防止対

策に取り組み職員が安心して働くことのできる職場環境を整備します。また不適切なサービスが起きないように職員間で互いに確認し合い、質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築くと共に、福祉従事者としての倫理観・専門性の更なる向上に取り組み、職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりに努めます。

- (3) 虐待などの権利侵害防止と早期発見を実践できるよう職員の意識向上を図るため、ジェントルティーチング※1を推進し、また、チェックシートを用いた定期的な業務態度等の見直しを実施し、お客様の人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。
- (4) 不適切なサービス等が発生した際に、お客様やご家族、各種関係機関への対応、改善・是正に向けた取り組み等、迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。
- (5) 虐待防止の勉強会を実施し、職員の権利擁護、虐待防止への意識啓発に努めます。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 カイゼン活動について

- (1) 「利用者本位の福祉サービスの提供」の基本理念をしっかりと踏まえ、研修委員会活動等を中心に、事業所をあげて継続的に全職員でカイゼン活動に取り組みます。

- (2) 効率よく PDCA を実施し、多様化する福祉ニーズに迅速かつ効果的に対応できる人材育成に努めます。

3 新型コロナウイルス等感染症への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防のため、感染症対応マニュアルを活用し、全職員で感染症予防に最大限努めます。
- (2) 感染症に関わる情報収集を行ない、効果的、効率的に感染予防に努めると共に、感染症発生時における事業継続計画(BCP)をもとに、感染症が発生した場合であっても、サービスが安定的・継続的に提供される体制強化を図ります。

Ⅲ 支援事業内容

1 住み慣れた地域で自分らしく生活するために

要介護状態等となった場合においても、お客様が可能な限り在宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域密着型通所介護計画に基づいた生活支援を行うとともに、レクリエーション・機能訓練等を通して、他のお客様との交流や楽しみ、喜びを感じていただけるよう努めます。また、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2 健康について

- (1) お客様の健康状態を確認・把握するためにバイタルチェック（検温、血圧測定、体重測定等）を行います。さらに体調変化の早期発見に努め、不調時にはご家族、協力医療機関と連携を図り、適切に対応します。
- (2) ご自身の健康状態をご理解いただくため、日頃の生活状況についてのお話を伺うとともに、健康に関する支援をし健康維持のきっかけづくりを行います。

- (3) お客様が感染症にかかった場合、利用停止期間または医師が利用して差し支えないと認めるまで、医療機関を受診・確認を行うようご家族に周知徹底します。
- (4) ご利用時に、お客様の検温、血圧測定、朝の視診をしっかり行ない、体調の確認をします。
- (5) 空気清浄機等を稼働させ、事業所内の換気に留意します。また、リハビリ器具等の消毒を徹底し感染症予防に努めます。

3 食事について

- (1) 安心・安全に食事を召し上がっていただけるよう、衛生面に配慮しその方に合わせた食事を提供します。また、お客様の食物アレルギー等に配慮した除去食等を提供し、細やかな対応に努めるとともに、誤配膳及び誤食等の発生予防に努めます。
- (2) 栄養バランスのとれた温かい食事を提供します。
- (3) 季節を感じる献立や郷土料理をとり入れるなど、食事内容を工夫します。
- (4) 嗜好調査を年1回実施し、お客様のご希望に沿った食事サービスの提供に努めます。
- (5) アレルギー等のあるお客様で食事等の面で対応が必要な場合には、かかりつけ医が記入した、「食物アレルギーに関する指示書」をご家族に提出していただきます。

4 介護サービスの質の向上を目指すために

(令和8年度 地域密着型サービス事業所 サービス提供システム参照)

- (1) 苦情解決委員会（お客様からの苦情を解決するシステム）の充実が図れるように努めます。

- (2) リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYT（危険予知トレーニング）の徹底を図ります。また、個人情報保護を含む対応を徹底し、適切に実施します。
- (3) 介護サービス評価の実施
 - ・介護サービスについてのお客様アンケート
 - ・職員のサービス評価（自己評価）の実施
- (4) 虐待などの権利侵害防止と早期発見のための研修会を開催し、これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供し、さらに「問題後追い」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。
- (5) 災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、正確な情報集約と判断が出来る体制を構築し、業務の優先順位の整理、計画を実行できるよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。また、各協力機関との連携を密に図り、速やかな連絡体制の構築に努めます。
- (6) 安心・安全な事業所として、定期的に避難訓練を実施し日頃から危機意識を高めるとともに、定期的な電気設備・消防設備の専門業者の点検を行います。
- (7) お客様を送迎の際、車両への安全な乗り降りや交通ルールのもと、安心・丁寧な運転に最大限配慮します。
- (8) お客様の利用時の様子や変化について、連絡帳でお知らせしたり、訪問時にお伝えし、ご家族との連携や相互理解を深めるように努めます。
- (9) お客様に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、ご家族の指定する医療機関または協力医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

5 個人情報について

当事業所では、業務上知り得たお客様およびご家族に関する情報については正当な理由がない限り第三者に漏らすことのないよう職員全員で周知徹底いたします。関係機関へ情報提供をするにあたっては、「個人情報使用同意書」をいただいたうえで提供いたします。

6 地域社会との連携について

高齢者あんしんセンター・近隣の介護サービス事業所等と地域ニーズの把握に努め、連携を図ります。

7 将来を担う職員の育成について

- (1) キャリアパス制度※2を運用し、法人施設の将来を担う活力ある職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりが個人の特性を活かし、さらに意欲をもって邁進できる環境づくりに努めます。
- (2) 職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応えるため、福祉 QC 活動を通して、職員の育成に努めます。
- (3) 施設内研修（研修報告会・虐待防止研修会等）を開催し、情報共有化と職員全体のレベルアップに努めます。
- (4) 法人の「サービス管理室」「福祉 QC 推進室」「トータルプランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひとりの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。

※2 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが当法人の職員として希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るように、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ 業務実施計画

1. 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間について

①月曜日から土曜日までとします。

②営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、
サービス提供時間は午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとします。

2. 一日の流れ

時 間	内 容
8 時 30 分	送 迎 健康チェック（検温 ・ 血圧測定）
9 時 30 分	入浴 ・ 看護/リハビリ（運動訓練 ・ 口腔機能訓練） 趣味の時間
11 時 30 分	昼 食
13 時 00 分	入浴 ・ 看護/リハビリ（運動訓練） レクリエーション
15 時 30 分	帰宅準備
16 時 00 分	送 迎

3. 年間行事予定表

月	行 事
4 月	上棟式予定
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	

9 月	建物完成予定
10 月	内覧会・地域説明会
11 月	開所式
12 月	クリスマス会
1 月	新年会
2 月	節分
3 月	ひな祭り

※その他の行事として、毎月一回次のものがあります、
☆避難訓練

4. 各種会議

- ・運営推進会議（6 か月 1 回）
- ・職員会議（月 1 回）
- ・地域密着型サービス事業所代表者会議（月 1 回）
- ・各種委員会（月 1 回）
 - ・事業企画推進
 - ・食事
 - ・環境整備（施設美化、衛生管理）
 - ・健康（感染症予防）
 - ・安全管理対策（ヒヤリハット、防災、車両）
 - ・苦情解決（苦情解決、虐待防止、サービス評価）
 - ・広報（HP、広報誌）
 - ・地域貢献（ボランティア）
 - ・研修（人材育成、スキルアップ、改善）
 - ・キャリアパス運営

※ 以上の事業計画については、感染症等の状況により予定を変更する場合があります。

令和8年度 小規模多機能ホーム きぼうがおか 事業計画

当事業所は、住み慣れた地域の中での暮らしを維持することが出来るように支援するとともに、施設機能を利用することでお客様にやすらぎを感じていただき、地域生活を穏やかな気持ちでよりよく過ごすお手伝いをします。また、お客様、ご家族や地域に信頼していただき、皆様にとってお役に立てる事業所を目指し、鋭意努力いたします。

I 実践目標

- 1 お客様の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・お客様を独立した人格として尊重し、権利の擁護に最大限努めます。
- 2 お客様の多様な福祉ニーズに応じた介護サービスを提供します。
 - ・お客様個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョンの理念を踏まえ、地域で穏やかに過ごしていただけるような生活環境を構築します。
- 3 お客様が安心してサービスを受けられるよう、災害への対応・感染症予防に努めます。
 - ・様々な災害に対応できるよう、職員一人ひとりが高い防災意識を持ちサービス提供に努めます。
 - ・施設職員であるという自覚や使命感を持ち、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大の予防に努めます。

II 重点事項

1 権利擁護について

- (1) お客様の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するために、各種委員会活動を実施し、きめ細やかな支援に努め虐待防止につなげます。

- (2) 各種ハラスメント(パワハラ・セクハラ・カスハラ等)防止対策に取り組み職員が安心して働くことのできる職場環境を整備します。また不適切なサービスが起きないように職員間で互いに確認し合い、質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築くと共に、福祉従事者としての倫理観・専門性の更なる向上に取り組み、職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりに努めます。
- (3) 虐待などの権利侵害防止と早期発見を実践できるよう職員の意識向上を図るため、ジェントルティーチング※1を推進し、また、チェックシートを用いた定期的な業務態度等の見直しを実施し、お客様の人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。
- (4) 不適切なサービス等が発生した際に、お客様やご家族、各種関係機関への対応、改善・是正に向けた取り組み等、迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。
- (5) 虐待防止の勉強会を実施し、職員の権利擁護、虐待防止への意識啓発に努めます。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 カイゼン活動について

- (1) 「利用者本位の福祉サービスの提供」の基本理念をしっかりと踏まえ、研修委員会活動等を中心に、事業所をあげて継続的に全職員でカイゼン活動に取り組みます。

- (2) 効率よく PDCA を実施し、多様化する福祉ニーズに迅速かつ効果的に対応できる人材育成に努めます。

3 新型コロナウイルス等感染症への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防のため、感染症対応マニュアルを活用し、全職員で感染症予防に最大限努めます。
- (2) 感染症に関わる情報収集を行ない、効果的、効率的に感染予防に努めると共に、感染症発生時における事業継続計画（BCP）をもとに、感染症が発生した場合であっても、サービスが安定的・継続的に提供される体制強化を図ります。

Ⅲ 支援事業内容

1 住み慣れた地域で自分らしく生活するために

- (1) 要介護者の心身の状況や環境に応じて、介護支援計画を作成し、在宅に訪問したり、当事業所を通所としてご利用いただいたり、短期間宿泊していただくことで、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練等を行います。また、お客様に家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を送ることができるように支援します。

2 健康について

- (1) お客様の健康状態を確認・把握するためにバイタルチェック（検温、血圧測定、体重測定等）を行います。さらに体調変化の早期発見に努め、不調時にはご家族、協力医療機関と連携を図り、適切に対応します。
- (2) ご自身の健康状態をご理解いただくため、日頃の生活状況についてのお話を伺うとともに、健康に関する支援をし健康維持のきっかけづくりを行います。
- (3) お客様が感染症にかかった場合、利用停止期間または医師が利用して差し支えないと認めるまで、医療機関を受診・確認を行うようご家族に周知徹底します。

- (4) 利用時に、お客様の検温、血圧測定、朝の視診をしっかりと行い、体調の確認をします。
- (5) 空気清浄機等を稼働させ、事業所内の換気に留意します。また、リハビリ器具等の消毒を徹底し感染症予防に努めます。

3 食事について

- (1) 安心・安全に食事を召し上がっていただけるよう、衛生面に配慮しその方に合わせた食事を提供します。
- (2) 栄養バランスのとれた温かい食事を提供します。
- (3) 季節を感じる献立や郷土料理を取り入れるなど、食事内容を工夫します。
- (4) 嗜好調査を年1回実施し、お客様のご希望に沿った食事サービスの提供に努めます。
- (5) アレルギー等のあるお客様で食事等の面で対応が必要な場合には、かかりつけ医により、「食物アレルギーに関する指示書」を記入してもらい、ご家族に提出をお願いします。
- (6) 健康と安全面から、お客様の食物アレルギーに配慮した除去食等を提供し、細やかな対応に努めるとともに、誤配膳及び誤食等の発生予防に努めます。

4 介護サービスの質の向上を目指すために

(令和8年度 地域密着型サービス事業所 サービス提供システム参照)

- (1) 苦情解決委員会（お客様からの苦情を解決するシステム）の充実が図れるように努めます。
- (2) リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYT（危険予知トレーニング）の徹底を図ります。また、個人情報保護を含む対応を徹底し、適切に実施します。

- (3) 介護サービス評価の実施
 - ・介護サービスについてのお客様アンケート
 - ・職員のサービス評価（自己評価）の実施
- (4) 虐待などの権利侵害防止と早期発見のための研修会を開催し、これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供し、さらに「問題後追い」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。
- (5) 災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、正確な情報集約と判断が出来る体制を構築し、業務の優先順位の整理、計画を実行できるよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。また、各協力機関との連携を密に図り、速やかな連絡体制の構築に努めます。
- (6) 安心・安全な事業所として、定期的に避難訓練を実施し日頃から危機意識を高めるとともに、定期的な電気設備・消防設備の専門業者の点検を行います。
- (7) お客様を送迎の際、車両への安全な乗り降りや交通ルールのもと、安心・丁寧な運転に最大限配慮します。
- (8) お客様の利用時の様子や変化について、連絡帳でお知らせしたり、訪問時にお伝えし、ご家族との連携や相互理解を深めるように努めます。
- (9) お客様に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、ご家族の指定する医療機関または協力医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

5 個人情報について

当事業所では、業務上知り得たお客様およびご家族に関する情報については正当な理由がない限り第三者に漏らすことのないよう職員全員で周知徹底いたします。関係機関へ情報提供をするにあたっては、「個人情報使用同意書」を提出いた

だいたうえで提供いたします。

6 地域社会との連携について

高齢者あんしんセンター・近隣の介護サービス事業所等と地域ニーズの把握に努め、連携を図ります。

7 将来を担う職員の育成について

- (1) キャリアパス制度※2を運用し、法人施設の将来を担う活力ある職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりが個人の特性を活かし、さらに意欲をもって邁進できる環境づくりに努めます。
- (2) 職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応えるため、福祉 QC 活動を通して、職員の育成に努めます。
- (3) 施設内研修（研修報告会・虐待防止研修会等）を開催し、情報共有化と職員全体のレベルアップに努めます。
- (4) 法人の「サービス管理室」「福祉 QC 推進室」「トータルプランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひとりの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。

※2 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが当法人の職員として希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るように、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ 業務実施計画

1. 1日の流れ

時間	日課
6時00分	起床介助
7時00分	朝食準備
7時30分	朝食
8時30分	血圧測定
9時00分	入浴・体操・レク
11時15分	昼食準備（一緒に準備する）
12時00分	昼食
13時00分	入浴
14時45分	茶話会
15時00分	
16時00分	見守り
17時15分	夕食準備
18時00分	夕食
19時30分	就寝介助
21時00分	消灯

2. 年間行事予定表

月	行 事
4月	上棟式予定
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	建物完成予定
10月	内覧会・地域説明会
11月	開所式
12月	クリスマス会
1月	新年会
2月	節分
3月	ひな祭り

※その他の行事として、毎月一回次のものがあります。

☆避難訓練

3. 各種会議

- ・運営推進会議（2か月1回）
- ・職員会議（月1回）
- ・地域密着型サービス事業所 法人内担当者会議（月1回）
- ・各種委員会（月1回）
 - ・事業企画推進
 - ・食事
 - ・環境整備（施設美化、衛生管理）
 - ・健康（感染症予防）
 - ・安全管理対策（ヒヤリハット、防災、車両）
 - ・苦情解決（苦情解決、虐待防止、サービス評価）
 - ・広報（HP、広報誌）
 - ・地域貢献（ボランティア）
 - ・研修（人材育成、スキルアップ、改善）
 - ・キャリアパス運営

※以上の事業計画については、感染症等の状況により予定を変更する場合があります。

令和8年度 グループホーム きぼうがおか 事業計画

当事業所は、要介護者であって、認知症の方にご利用していただき、家庭的な雰囲気のもと、お客様にやすらぎを感じ、また、地域生活を穏やかな気持ちでよりよく過ごすお手伝いをします。また、お客様、ご家族や地域に信頼していただき、皆様にとってお役に立てる事業所を目指し、鋭意努力いたします。

I 実践目標

- 1 お客様の基本的な人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・お客様を独立した人格として尊重し、権利の擁護に最大限努めます。
- 2 お客様の多様な福祉ニーズに応じた介護サービスを提供します。
 - ・お客様個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョンの理念を踏まえ、地域で穏やかに過ごしていただけるような生活環境を構築します。
- 3 お客様が安心してサービスを受けられるよう、災害への対応・感染症予防に努めます。
 - ・様々な災害に対応できるよう、職員一人ひとりが高い防災意識を持ちサービス提供に努めます。
 - ・施設職員であるという自覚や使命感を持ち、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大の予防に努めます。

II 重点事項

1 権利擁護について

- (1) お客様の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するために、各種委員会活動を実施し、きめ細やかな支援に努め虐待防止につなげます。

- (2) 各種ハラスメント(パワハラ・セクハラ・カスハラ等)防止対策に取り組み職員が安心して働くことのできる職場環境を整備します。また不適切なサービスが起きないように職員間で互いに確認し合い、質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築くと共に、福祉従事者としての倫理観・専門性の更なる向上に取り組み、職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりに努めます。
- (3) 虐待などの権利侵害防止と早期発見を実践できるよう職員の意識向上を図るため、ジェントルティーチング※1を推進し、また、チェックシートを用いた定期的な業務態度等の見直しを実施し、お客様の人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。
- (4) 不適切なサービス等が発生した際に、お客様やご家族、各種関係機関への対応、改善・是正に向けた取り組み等、迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。
- (5) 虐待防止の勉強会を実施し、職員の権利擁護、虐待防止への意識啓発に努めます。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 カイゼン活動について

- (1) 「利用者本位の福祉サービスの提供」の基本理念をしっかりと踏まえ、研修委員会活動等を中心に、事業所をあげて継続的に全職員でカイゼン活動に取り組みます。

- (2) 効率よく PDCA を実施し、多様化する福祉ニーズに迅速かつ効果的に対応できる人材育成に努めます。

3 新型コロナウイルス等感染症への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防のため、感染症対応マニュアルを活用し、全職員で感染症予防に最大限努めます。
- (2) 感染症に関わる情報収集を行ない、効果的、効率的に感染予防に努めると共に、感染症発生時における事業継続計画(BCP)をもとに、感染症が発生した場合であっても、サービスが安定的・継続的に提供される体制強化を図ります。

Ⅲ 支援事業内容

1 自分らしく穏やかな生活をするために

- (1) 介護支援計画のもと、認知症の方が可能な限り家庭に近い雰囲気でご過ごしていただき、また、その方々の尊厳を守り、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び生活リハビリを行う事により、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るような支援をします。

2 健康について

- (1) お客様の健康状態を確認・把握するためにバイタルチェック（検温、血圧測定、体重測定等）を行います。さらに体調変化の早期発見に努め、不調時にはご家族、協力医療機関と連携を図り、適切に対応します。
- (2) ご自身の健康状態をご理解いただくため、日頃の生活状況についてのお話を伺うとともに、健康に関する支援をし健康維持のきっかけづくりを行います。
- (3) お客様が感染症にかかった場合、利用停止期間または医師が利用して差し支えないと認めるまで、医療機関を受診・確認を行うようご家族に周知徹底します。

- (4) 毎朝、お客様の検温、血圧測定、朝の視診をしっかりと行い、体調の確認をします。
- (5) 空気清浄機等を稼働させ、事業所内の換気に留意します。また、リハビリ器具等の消毒を徹底し感染症予防に努めます。

3 食事について

- (1) 安心・安全に食事を召し上がっていただけるよう、衛生面に配慮しその方に合わせた食事を提供します。また、お客様の食物アレルギー等に配慮した除去食等を提供し、細やかな対応に努めるとともに、誤配膳及び誤食等の発生予防に努めます。
- (2) 栄養バランスのとれた温かい食事を提供します。
- (3) 季節を感じる献立や郷土料理を取り入れるなど、食事内容を工夫します。
- (4) 嗜好調査を年1回実施し、お客様のご希望に沿った食事サービスの提供に努めます。
- (5) アレルギー等のあるお客様で食事等の面で対応が必要な場合には、かかりつけ医が記入した、「食物アレルギーに関する指示書」をご家族に提出していただきます。

4 介護サービスの質の向上を目指すために

(令和8年度 地域密着型サービス事業所 サービス提供システム参照)

- (1) 苦情解決委員会（お客様からの苦情を解決するシステム）の充実が図れるように努めます。
- (2) リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYT（危険予知トレーニング）の徹底を図ります。また、個人情報保護を含む対応を徹底し、適切に実施します。

- (3) 介護サービス評価の実施
 - ・介護サービスについてのお客様アンケート
 - ・職員のサービス評価（自己評価）の実施
- (4) 虐待などの権利侵害防止と早期発見のための研修会を開催し、これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供できる仕組みを作ります。「問題後追い」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。
- (5) 災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、正確な情報集約と判断が出来る体制を構築し、業務の優先順位の整理、計画を実行できるよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。また、各協力機関との連携を密に図り、速やかな連絡体制の構築に努めます。
- (6) 安心・安全な事業所として、定期的に避難訓練を実施し日頃から危機意識を高めるとともに、定期的な電気設備・消防設備の専門業者の点検を行います。
- (7) お客様に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、ご家族の指定する医療機関または協力医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

5 個人情報について

当事業所では、業務上知り得たお客様およびご家族に関する情報については正当な理由がない限り第三者に漏らすことのないよう職員全員で周知徹底いたします。関係機関へ情報提供をするにあたっては、「個人情報使用同意書」を提出いただいたうえで提供いたします。

6 地域社会との連携について

高齢者あんしんセンター・近隣の介護サービス事業所等と地域ニーズの把握に努め、連携を図ります。

7 将来を担う職員の育成について

- (1) キャリアパス制度※2 を運用し、法人施設の将来を担う活力ある職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりが個人の特性を活かし、さらに意欲をもって邁進できる環境づくりに努めます。
- (2) 職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応えるため、福祉 QC 活動を通して、職員の育成に努めます。
- (3) 施設内研修（研修報告会・虐待防止研修会等）を開催し、情報共有化と職員全体のレベルアップに努めます。
- (4) 法人の「サービス管理室」「福祉 QC 推進室」「トータルプランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひとりの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。

※2 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが当法人の職員として希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るように、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ 業務実施計画

1. 一日の流れ

時間	日課
6 時 00 分	起床介助
7 時 00 分	朝食準備
7 時 30 分	朝食
8 時 30 分	血圧測定
9 時 00 分	入浴・体操・レク
11 時 15 分	昼食準備（一緒に準備する）
12 時 00 分	昼食
13 時 00 分	入浴
14 時 45 分	お茶会
15 時 00 分	
16 時 00 分	見守り
17 時 15 分	夕食準備
18 時 00 分	夕食
19 時 30 分	就寝介助
21 時 00 分	消灯
	入浴（A グループ・B グループ）に分かれ、 隔週で午前・午後交代で実施

2. 週間日課表

	午前	午後
月 曜 日	入浴（3名）	入浴（3名）
火 曜 日		入浴（3名）
水 曜 日		カラオケ
木 曜 日	リネン交換	映画鑑賞
金 曜 日	入浴（3名）	入浴（3名）
土 曜 日		入浴（3名）
日 曜 日		レクリエーション

※春時間・冬時間で変更があります。

3. 年間行事予定表

月	行 事
4 月	上棟式予定
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	建物完成予定
10 月	内覧会・地域説明会
11 月	開所式
12 月	クリスマス会
1 月	新年会
2 月	節分
3 月	ひな祭り

※その他の行事として、毎月一回次のものがあります。

☆避難訓練

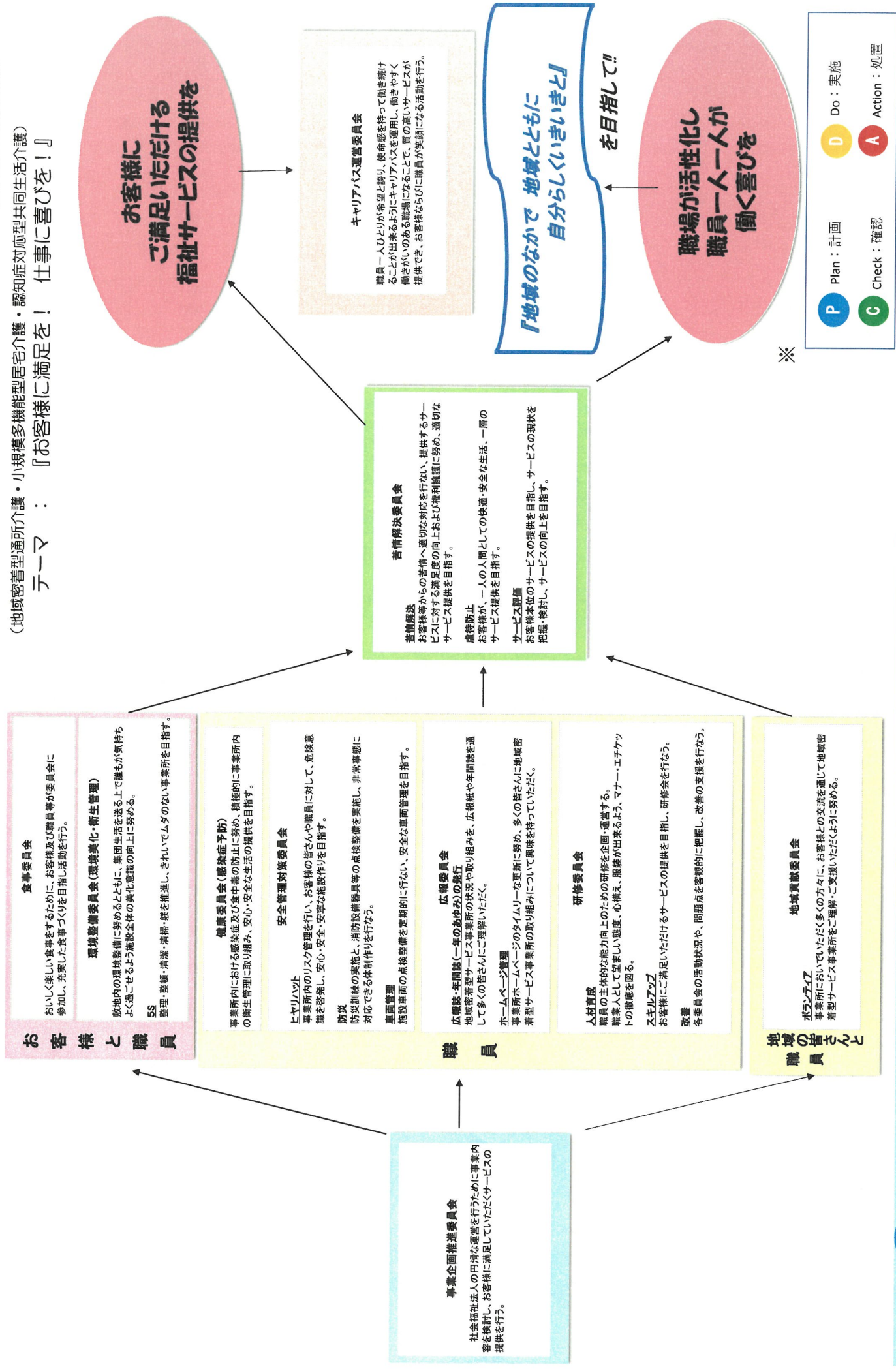
4. 各種会議

- ・運営推進会議（2 か月 1 回）
- ・職員会議（月 1 回）
- ・地域密着型サービス事業所 法人内担当者会議（月 1 回）
- ・各種委員会（月 1 回）
 - ・事業企画推進
 - ・食事
 - ・環境整備（施設美化、衛生管理）
 - ・健康（感染症予防）
 - ・安全管理対策（ヒヤリハット、防災、車両）
 - ・苦情解決（苦情解決、虐待防止、サービス評価）
 - ・広報（HP、広報誌）
 - ・地域貢献（ボランティア）
 - ・研修（人材育成、スキルアップ、改善）
 - ・キャリアパス運営

※ 以上の事業計画については、感染症等の状況により予定を変更する場合があります。

(地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護)

テーマ：『お客様に満足を！ 仕事に喜びを！』



令和 8 年度 きらきらげんき保育園 事業計画

当保育園は、児童福祉法に基づき、保育を必要とするお子さまの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入園するお子さまの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場になることを目指します。

I 実践目標

- 1 お子さまの成長を支えながら、仕事をもつ保護者のみなさまを応援し、お子さまにも保護者のみなさまにもお役に立てる施設として、職員一同毎日の保育を進めます。
- 2 大切な乳幼児期の子育てを保護者のみなさまと保育園が手を取り合い、一緒に歩みます。

II 重点事項

- 1 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下にお子さまの状況や発達過程を踏まえ養護と教育を一体的に行います。
- 2 お子さまの属する家庭や地域等、様々な社会との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。
- 3 連携施設と協力し、お子さま及び保護者に対する支援等に努めます。
- 4 保育時間について
 - (1) 通常保育の時間は、7時30分～18時30分までとします。(月曜日～土曜日)・日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休日です。
 - (2) 延長保育の時間は、18時30分～19時30分までとします。(月曜日～金曜日)・満1歳以上のお子さまを対象に、保護者の勤務状況等により利用可能です。

5 送迎について

送迎は保護者で行い、保護者以外の方の場合、必ず保育園へ事前に連絡を入れていただきます。連絡がなく、確認が取れないときは、お子さまを安易に引き渡しできないことがあります。職員全員で周知、対応していきます。

6 保護者との連携について

(1) お子さまの成長や気づきを、連絡帳で毎日お知らせしたり、月 1 回の園だより発行、行事や日々の保育活動の様子をホームページに掲載するなど、保護者との相互理解を深めるよう努めます。

(2) 年 1 回の保護者との個別懇談で、ご家庭や保育園でのお子さまの成長や様子を共有するとともに、保育園への要望等をお伺いします。また、保護者の希望や必要に応じて懇談を行い、お子さまのよりよい成長につなげていけるよう努めます。

(3) 保育園と保護者間における連絡手段をデジタル化し、緊急連絡や園からのおたよりを直接保護者へメール配信することで連絡漏れをなくし、情報を共有できるようにいたします。

7 健康診断について

(1) 嘱託医による内科・歯科の健康診断を年 2 回春・秋にそれぞれ行います。

(2) 発育測定を毎月行い、健康カードで測定の記録をお知らせするとともに、予防接種の実施状況を確認いたします。

8 感染症について

(1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策マニュアルに沿った、新しい生活様式を実践し、職員全員で感染症予防に最大限に努め、安全・安心な保育を提供できるよう環境整備に努めます。

- (2) お子さまが感染症にかかった場合、出席停止期間または医師が登園して差し支えないと認めるまで、保育することができないため、病気の時や病気が疑われる場合は病院を受診し保育園へ預けられるかを確認して登園するように保護者に周知徹底いたします。
- (3) 登園時に、お子さまの検温、朝の視診をしっかり行い、体調の確認をいたします。
- (4) 空気清浄機・加湿器を稼働するとともに窓を開けて、園内の十分な換気を行います。また、玩具等の消毒を徹底し感染症予防に努めてまいります。

9 給食について

必要な栄養を摂取するとともにお子さまの体や心の成長・発育・健康の保持増進のために、楽しい雰囲気の中で望ましい食習慣や栄養・衛生についての知識を身につけることを目的とします。0歳児の月齢別の離乳食、1・2歳児の食事は個々に合わせた給食を提供します。

- (1) 給食は完全給食とします。(主食・おかず・おやつ)
- (2) おやつは、10時・15時頃の2回です。
- (3) 味覚を育てるため、旬の素材を選び、素材の持つ自然な味を生かすように努めます。

10 アレルギー児の除去食について

- (1) アレルギー等のあるお子さまで食事等の面で対応が必要な場合には、かかりつけ医により、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を記入してもらい、保護者に提出をお願いします。
- (2) 健康と安全面から、お子さまの食物アレルギーに配慮した除去食等を提供し、細やかな対応に努めるとともに、誤配膳及び誤食等の発生予防に努めます。

1 1 緊急時の対応について

(1) お子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡いたします。

(2) 災害発生時における事業継続計画（BCP）を運用し、正確な情報集約と判断ができる体制を構築し、業務の優先順位の整理、計画を実行できるよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。また、各協力機関との協力体制を明確にし速やかに連絡、連携が図れるように努めます。

1 2 個人情報について

当保育園では、業務上知り得たお子さまおよび家族に関する情報については正当な理由がない限り第三者に漏らすことのないよう職員全員で周知徹底いたします。関係機関へ情報提供をするにあたっては、個人情報使用同意書を提出いただいたうえで提供いたします。

1 3 地域社会との連携

(1) 地区民生児童委員等と連携を図り、地域ニーズの把握に努めます。

(2) 近隣の社会福祉施設(郡山市更生園、希望ヶ丘学園、希望ヶ丘保育所、郡山市希望ヶ丘児童センター及び養護老人ホーム 希望ヶ丘ホーム)とより一層の連携を図ります。

1 4 職員の資質向上及び人材育成について

(1) 専門的な知識・技術を高めるために、福島県保育士等キャリアアップ研修等の各種研修会に参加し、その研鑽に努めます。

(2) 定期的に職場内研修を開催し、職員一人ひとりが保育実践や保育の内容に関する共通理解を図り協働性を高めていくように努めます。

(3) 法人の「サービス管理室」「福祉 QC 推進室」「トータルプ

ランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひとりの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。

1 5 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ 業務実施計画

1. 保育園の一日の流れ

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
7 時 30 分	順次登園 ・ 検 温 ・ 視 診 持ち物整理 ・ 自由あそび		
8 時			
9 時	おむつ交換 睡眠 (月齢による)	朝のうた 体 操	朝のうた 体 操
	おやつ	おやつ	おやつ
10 時	あそび (室内外)	あそび (室内外)	あそび (室内外)
11 時	給 食 おむつ交換	給 食	給 食
12 時	午 睡		
13 時			
14 時			
15 時	おむつ交換 おやつ	おやつ 帰りのうた	おやつ 帰りのうた
	降園準備 ・ 順次降園 自由あそび		
16 時			
17 時			
18 時	延 長 保 育		
19 時 30 分			

2. 年間行事予定表

月	行 事
4 月	入園式 お花見
5 月	端午の節句 保護者個別懇談
6 月	内科・歯科健診 保育参観
7 月	七夕会 水あそび
8 月	体操教室
9 月	敬老祝賀会 お月見会
10 月	内科・歯科健診 総合防災訓練 ハロウィン
11 月	七五三 生活発表会
12 月	クリスマス会
1 月	子ども新年会 交通安全教室
2 月	節分
3 月	ひな祭り お別れ会 卒園式

※その他の行事として、毎月一回次のものがあります、

- ☆誕生会
- ☆避難訓練
- ☆発育測定
- ☆安全指導

3. 各種会議

- ・職員会議（月 1 回）
- ・職員全体会議（3 月）
- ・給食会議（月 1 回）
- ・各種委員会：給食・保健・環境整備・広報・研修・安全（定例）

※ 以上の事業計画については、感染症等の状況により予定を変更する場合があります。